



THE NAGANO-KEN SHINKUMI BANK
DISCLOSURE 2020.3
2019.4.1 — 2020.3.31

けんしんBANK's Purpose&Policy

Purpose 存在意義

地域の魅力をプロデュースし、
地域社会の新たな価値創造に尽くします

Policy 経営方針

信 頼

お客さまの信頼に応える職員を目指します
信頼を育むコンプライアンス態勢の整備につとめます

利便性

お客さまのライフステージに適したお手伝いをします
お客さまにやさしく利便性の向上につとめます

健全性

健全な財務内容の構築につとめます



理 事 長

黒 岩 清

けんしんBANKの概要

本店 〒380-8668
長野市新田町1103番地1
電話 026-233-2111(代表)
設立 昭和29年11月20日

出資金 10億40百万円
組合員数 131,917人
預金残高 9,244億円
貸出金残高 3,104億円
自己資本比率 16.59%(バーゼルⅢに基づく国内基準)
職員数 694人(男417人 女277人)
店舗数 52店舗
海外拠点 1か所(シンガポール駐在員事務所)
営業地域 長野県一円
(令和2年3月31日現在)



本店



シンガポール駐在員事務所

CONTENTS

経営方針	1
理事長からのメッセージ	4
トピックス	5
令和元年度 事業概況	7
SDGsの取り組み	8
資料編	22
けんしんネットワーク	45
店舗一覧表	46
ATMの営業のご案内	48
索引	49

(注) 本資料において掲載してある計数は、原則として下記のとおり表示しております。

1. 金額：単位未満を切り捨てて表示しているため、掲載金額の合計と表中の合計欄の金額が一致しない場合があります。
2. 諸利回り・諸比率：小数点第3位以下を切り捨て第2位まで表示しております。
3. 構成比：小数点第2位以下を切り捨てて表示しているため、掲載している構成比の合計が100%とならない場合があります。
4. 残高等の表示：値が全くない場合は「—」表示、表示単位未満の値がある場合は「0」表示、当該期に勘定科目が存在しない場合は「／」表示しております。

地域の魅力をプロデュースし、 地域社会の新たな価値創造に尽くします

平素よりみなさまには、長野県信用組合（けんしんBANK）に格別のご高配を賜りまして、心から感謝申し上げます。

みなさまに、当組合の現況をご理解いただくため、ここに令和元年度の事業内容を収めた「DISCLOSURE 2020.3」をととのえました。ご高覧を賜り、末永く安心して「けんしんBANK」をご利用いただくうえで、お役立ていただきたく存じます。

さて、令和元年度の国内経済は、改元による祝賀ムードや、消費税引き上げ前の駆け込み需要の影響はあったものの、米中貿易摩擦の長期化・複雑化など世界各地の様々なリスク要因により輸出が減速し設備投資が手控えられるなど、生産活動の一部に弱さがみられました。また年度後半になると、相次ぐ大型台風災害や暖冬による雪不足の影響に加え、新型コロナウイルスを巡る情勢の変化が幅広い産業に深刻な影響を及ぼし始めました。

このような経済環境のなかで私どもは、新時代「令和」のスタートにあたり新たなスローガンを「地域の魅力をプロデュースし、地域社会の新たな価値創造に尽くします」と掲げて、地域経済の支援・貢献に積極的に取り組むとともに、一層の業績向上と経営体質の強化・改善に努めてまいりました。

その結果、業績は当期純利益において過去最高益となる45億1百万円を計上するなど、着実な成果をあげることができました。みなさまのご支援に対しまして衷心よりお礼を申し上げます。

令和2年度は、みなさまのニーズの変化に合わせて自己変革に努めながら、一昨年公表した「けんしんBANK SDGs宣言」に基づき、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

特に、直面している新型コロナウイルス感染症拡大の難局にあたり、みなさまのニーズを機動的に見きわめながら、金融仲介機能を強化・発揮するとともに、積極的な情報仲介機能を通じて、最大限のご支援に努める所存でございます。

みなさまにおかれましては、今後とも何分のご高配、ご利用を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和2年7月

理事長 黒 岩 清

本部体制の強化

令和元年6月に「国際業務支援部」を「経営支援部」に統合し、本部組織の合理化による事業先支援体制の強化を図りました。

併せて、同部に国際業務に精通する職員を新たに専任者として配置し、海外業務における中小企業等の経営課題に対し適切な支援やアドバイスを提供できるよう一層の体制整備を図りました。

雇用支援機構と業務提携

中小企業等における「働き方改革」に向けた支援を積極的に行うため、令和元年12月、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部と、金融機関として初めて「産業人材育成等に関する協定」を締結いたしました。



日本弁理士会東海会と業務提携

知財金融（知的財産に着目した、中小企業等の本業支援や融資を含む経営支援）を一層促進させるため、令和2年3月、日本弁理士会東海会と中小企業の知的財産活用で連携する協定を締結いたしました。



地方創生貢献で大臣表彰を受賞

「クラウドファンディング『Show Boat』を活用したブランディング支援」の取組みが、令和2年5月、内閣府が認定する「令和元年度地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」に選定され、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）表彰を受賞いたしました。



長野県のSDGs推進企業に認定

長野県がSDGs（持続可能な開発目標）普及のため実施している「長野県SDGs推進企業登録制度」で、当組合は、令和元年7月の第1期登録企業に登録されました。



知的財産活用セミナー

日本弁理士会/日本弁理士会東海会との共催により、「日本弁理士会絆プロジェクト」として全国初の取組みとなる「知的財産セミナーイベント2019」を令和元年12月に本店で開催し、総勢100名のご参加をいただきました。



知的財産セミナーイベント2019

経営者向けセミナー

提携先の株式会社エフアンドエムより講師を招き、中小企業における労使関係のトラブル対策や助成金等をテーマとした「経営者向けセミナー」を、県内各地（安曇野市、松本市、佐久市、上田市）で開催いたしました。



佐久市で開催したセミナー

融資新商品の取扱開始

融資新商品として、令和元年8月から、法人向け「けんしんBANK 地方創生ローン」を取扱開始いたしました。

融資金額は300万円以上で、直近決算の平均月商の2倍以上の額をお借いただけます。

「SDGsに取り組んでいる」、「働き方改革への取組みを実施している」など7項目の金利優遇条件を設けて、1項目ごとに0.1%ずつ、最大年0.3%の金利優遇が受けられる商品です。



預金新商品の取扱開始

預金新商品として、令和2年6月から、「後見制度支援預金」を取扱開始いたしました。

これは、後見制度を利用しているお客さま（被後見人）の資産のうち、日常生活に必要な金銭とは別に通常使用しない金銭を、家庭裁判所の「指示書」に基づき別口座で安全・適切に管理する普通預金です。



団体総合生活保険の取扱開始

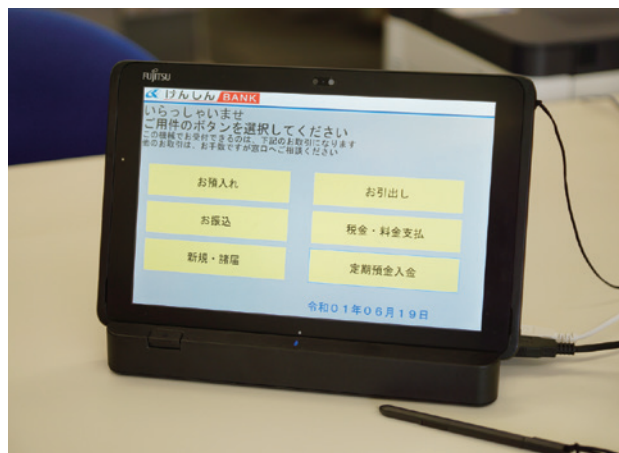
長野県で自転車の損害賠償保険加入が義務化されたことを受けて、このニーズに対応するため、令和元年10月から団体総合生活保険「あんしんセレクト」の取扱いを開始いたしました。



電子記帳台の全店導入・機能追加

伝票等記入時のお客さまのご負担を軽減する電子記帳台は、平成31年4月に全店配備が完了いたしました。

さらに、訪問先でも口座開設ができる機能の追加を進めており、令和2年4月現在、44店舗で追加を完了いたしました。



行政手続き | T化支援サービスを提供開始

令和元年10月に、株式会社エフアンドエムとの業務提携を拡大し、労務・人事関連の行政手続きの | T 化を支援するサービス「オフィスステーション」の提供を開始いたしました。



災害支援金活動

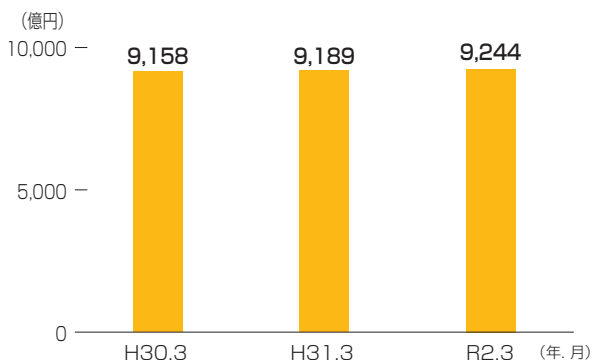
令和元年東日本台風の被災地支援を目的に、クラウドファンディングサイト「Show Boat」を活用した災害支援プロジェクトを立ち上げ、1か月の募集期間で全国から299名のご支援をいただきました。

また、全店の窓口に募金箱を設置するとともに、「けんしんBANK」も長野県に義援金1千万円を寄付いたしました。



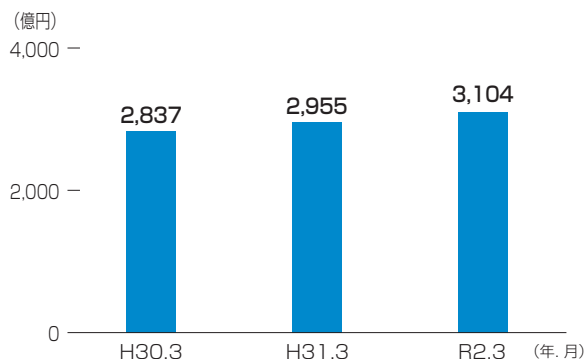
預金

預金は、個人定期預金、定期積金及び法人流動性預金を中心に推進を図った結果、期中55億円増加して、期末残高は9,244億円（前期比0.60%増加）となりました。



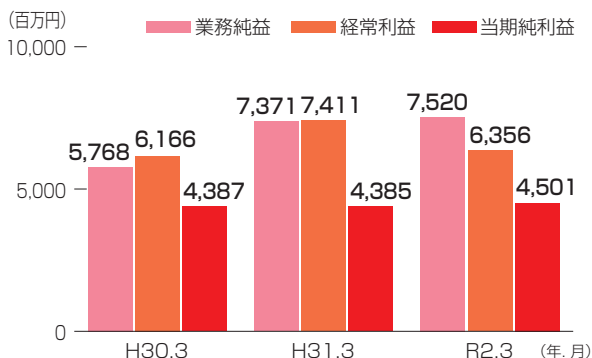
貸出金

貸出金は、新規事業先の開拓を主体とした推進を図る中で、事業性融資が堅調に推移した結果、期中149億円増加して、期末残高は3,104億円（前期比5.04%増加）となりました。



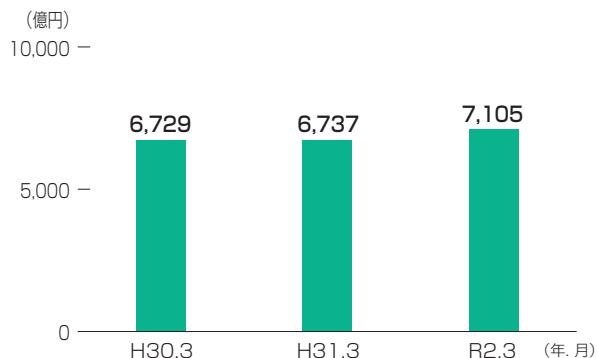
損益（業務純益・経常利益・当期純利益）

損益状況は、日銀の金融政策による市場金利の低下を反映し、貸出金利回りは低下したものの、新規事業先の開拓を主体とした貸出金の増加に努め、貸出金利息が前期比48百万円の減少に止まったこと、及び運用の多様化・高度化を図り有価証券利息配当金（除く投資信託解約損益）が前期比10億67百万円増加したことにより、本業のもうけを示すコア業務純益（除く投資信託解約損益）は60億7百万円（前期比10億41百万円増加）、業務純益は75億20百万円（前期比1億48百万円増加）となりました。また、慎重な見積もりにより貸倒引当金繰入額が増加しましたが、当期純利益は45億1百万円（前期比1億16百万円増加）を確保し、過去最高益となりました。



有価証券

有価証券は、相場動向に注視し、安定的な収益を確保するため、運用の多様化・高度化に努め、機動的かつ慎重な運用を図った結果、期中367億円増加して残高は7,105億円となりました。

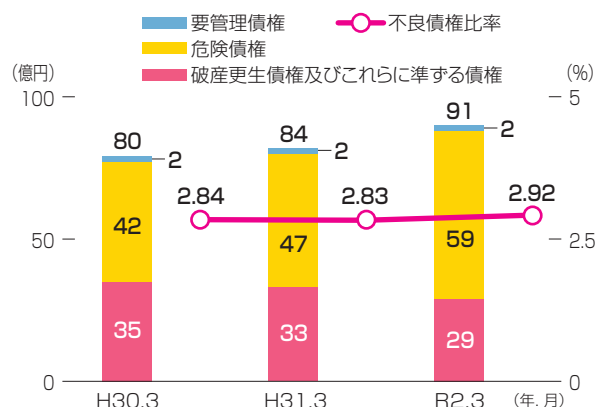


有価証券評価損益

有価証券の評価損益は、日経平均株価等が大きく下落し、円高となったものの、米国金利が低下したこともあり、前期比27億48百万円増加の433億94百万円となりました。

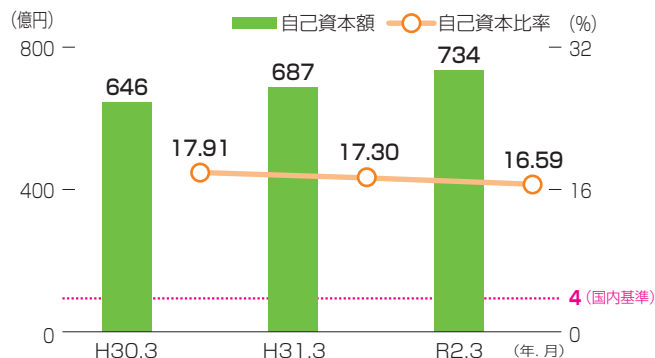
不良債権残高・不良債権比率（金融再生法ベース）

不良債権は、期末残高（金融再生法ベース）が91億28百万円（前期比7億27百万円増加）となりました。また、総与信残高に占める比率は2.92%（前期比0.09ポイント増加）となりました。



自己資本額・自己資本比率

自己資本額は、734億86百万円（前期比47億42百万円増加）となりました。自己資本比率は、自己資本の増加率を貸出金等リスク資産の増加率が上回り、バーゼルⅢに基づく国内基準で16.59%（前期比0.71ポイント低下）でした。



（注）バーゼルⅢに基づく国内基準による値を記載しております。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2015年9月の国連持続可能な開発サミットで、国連に加盟するすべての国が2016年から2030年までに、持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）達成に向け行動することが宣言され、その取り組みが世界中で進められています。

当組合は、経営方針に「地域の魅力をプロデュースし、地域社会の新たな価値創造に尽します」と掲げ、地域社会の発展に尽くすという方向を示してきました。

地域の活性化、発展に努めることは、将来の世代に環境や産業を承継していくための重要な取り組みであり、このことは国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）と合致するものと考えています。

けんしんBANKは、令和元年7月26日に
長野県SDGs推進企業登録制度第1期登録企業に登録されました。



長野県SDGs推進企業登録制度 第1期登録証交付式

持続可能な社会の実現

E (Environment : 環境 🌿)

子どもたちの未来を守るために環境保全は一番の課題と考えています。自然豊かな長野県の地域金融機関として、地球環境保全に配慮し、環境への負荷を軽減する活動を継続し、地域社会に貢献しています。

具体的には、全店の営業車にエコカーを導入しているほか、定期的にEMS（環境マネジメントシステム）委員会を開催して資源の再利用に努め、廃棄物の削減を実践するとともに、資源ごみが有効活用されるように、資源リサイクルの意識を高めた適正な処理の推進に努めています。

S (Social : 社会 👤)

中小企業のみなさまが抱える様々な課題を解決することや、より実効性の高い経営改善及び再生の支援、事業承継支援、創業支援などに取り組むため、多くの外部専門家や外部専門機関との連携による各種支援ツールを揃え、事業発展のお手伝いをしています。

当組合は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済の先行きが不透明な状況を、事業者のみなさまへのご支援の最大の機会と捉え、お一人おひとりからの相談にきめ細かく対応し、事業者のみなさまに寄り添った、出来る限りの支援に努めています。

G (Governance : 企業統治 🏢)

当組合は、毎期のはじめに経営方針を全職員に周知し、共有しています。法令等遵守体制については、法令等遵守規程を整備し、職員が法令等を遵守するとともに、法令等に違反する行為を一切許容しない職場環境を醸成しながら企業倫理の確立を図っています。地域金融機関として健全かつ適切な運営に配慮しつつ、積極的な金融仲介機能を発揮し、地域経済の活性化に貢献します。

当組合は、「元気よく働ける金融機関日本一」を目指しています。また、高度な専門知識をもってお客さまをサポートする「金融のプロ集団」としてだけではなく、人間的魅力を兼ね備えた人材育成等に取り組んでいます。

1. 既に取り組んでいるSDGsの具体的な内容

(1) 環境に対する取組み



- プラスチック素材を使用していたノベルティの外装袋を廃止し、カレンダーの包装は紙に変更しました。
- ISO14001、エコアクションシステム21または同等の環境マネジメント規格を取得しています。
- 当組合の活動が生物多様性や生態系に悪影響を及ぼさないよう配慮しています。
- 水資源の利用状況を適切に管理し、利用効率の改善に取り組んでいます。
- 当組合のエネルギー使用量、温室効果ガス排出量を把握して、それぞれの抑制に取り組んでいます。
- 再生可能エネルギーの利用に取り組んでいます。
- カーボンオフセット通帳、ベジタブルインクを使用しています。
- タブレット端末を導入し、ペーパーレスの会議とすることで、紙の使用量を削減しています。
- 契約書類作成支援システムの稼働により、紙ベースの在庫を削減しました。
- 低消費電力タイプのATM（従来機比約40%削減）を選定導入し、スーパーエコモード機能による運転により消費電力を最大約80%削減しています。
- グリーンボンド、サステナビリティボンド等のSDGs債券への投資をしています。

○環境方針

当組合は、自然豊かな長野県の地域金融機関として、地球環境保全に配慮し、環境への負荷を軽減する活動を継続し、地域社会に貢献します。

- 環境に関する情報等を公開し、環境保全活動の継続的改善を図ります。
- 環境関連法・規則等を遵守します。
- 以下について環境目的・目標を定め実施し、定期的に監視と見直しをすることで汚染の予防に努めます。
 - 省資源、省エネルギー、廃棄物の削減
 - 環境に配慮した物品の使用
 - 環境配慮型金融商品の提供
 - 役職員への環境教育による、地域社会に対する環境貢献

○認証／登録の取得から自己適合宣言へ

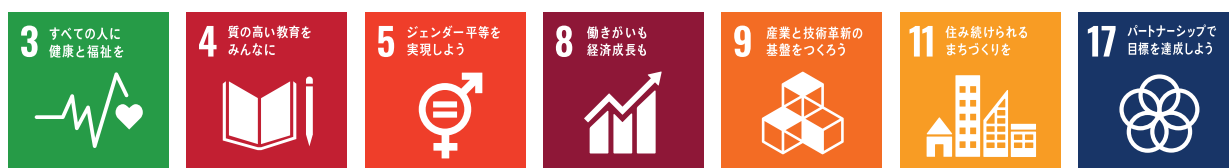
当組合は、平成14年3月5日に本店（本部及び本店営業部）がISO14001規格に適合しているとして、(株)トーマツ審査評価機構の認証／登録を受けました。

また、認証／登録期限を平成17年3月に迎えた際には、更新審査を受けず、規格との適合を自らの責任において自己決定し自己宣言（以下『自己適合宣言』という）いたしました。

その理由は、外部機関による認証／登録を受けてきた期間と同様に、環境方針の実現や環境目標を達成するための活動を継続するとともに仕組みの再構築を図り、なおかつ、引き続き内部監査機能の充実と職員の環境教育の徹底を図ることによって、十分にISO14001の規格に適合し、企業の社会的責任も果たせると判断したからです。



(2) 社会に対する取組み



人 経営支援全般

当組合単独では、取引先事業者が抱える多様な課題解決をすることは困難であるため、より実効性の高い経営支援・改善の取組みを進めるため、外部機関や外部専門家と積極的に連携し、これを活用しています。

また、取引先事業者の経営等に関する「気づき」を促すため、年間を通じて各種セミナーを開催しています。

働き方改革支援

取引先事業者の「働き方改革」を支援するため、バックオフィスのコンサルティングサービスを行う株式会社エフアンドエムとの業務提携や長野労働局との「働き方改革に係る包括連携協定」の締結に加え、令和元年12月に在職者の職業訓練等を行う独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部と「産業人材育成等に関する協定」を締結しました。

個社支援の実施やセミナー等の開催により、各連携先が有する知見やノウハウを取引先事業者の「働き方改革」に向けたソリューションとして、積極的に活用しています。

働き方改革への取組みとは

働く方々が、個々の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現を進めている事業者さまに。

- 長時間労働の是正
- 柔軟な働き方がしやすい環境整備
- 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- 同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善
- 生産性向上による賃金引き上げ
- 人手不足の解消に向けた雇用管理改善
- ハラスメント防止対策 etc.

女性従業員の労働環境の改善とは

子育てや介護をしながら働き続けられるよう、仕事と家庭を両立しやすい職場環境の実現、職場における子育て支援など、環境の改善に努めている事業者さまに。

- フレックスタイム制の導入
- 安心して妊娠・出産ができる職場
- 事業所内保育施設の設置・運営
- 子の学校行事参加や、家族の看護で休暇が取得しやすい職場 etc.

■くるみマーク・プラチナくるみマークは「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた企業の証です。自社の現状や労働者のニーズの把握を踏まえて、行動計画を策定し、実施している企業が申請できます。

けんしんBANKも認定を受けています→



事業承継支援

中小企業等の事業承継は持続可能な社会の実現に向けた喫緊の課題と捉え、長野県事業承継ネットワークや長野県事業引継ぎ支援センターを活用した支援を継続して行っています。

特に、事業者の第3者承継に係る課題に対しては、M&Aの専門機関である株式会社ストライクやM&Aのマッチングサイトを運営する株式会社トランビと業務提携し有効に活用しています。

また、TKC関東信越会長長野支部との連携により、営業店ごとに担当のTKC会員税理士等（窓口会員）を配置しているため、当該税理士等を活用した事業承継に係るセミナーや後継者ゼミナールの開催、職員を対象とした税制等の勉強会を実施しています。

なお、事業承継の課題解決を支援することを目的とした事業承継応援ローン「ベストパス」は、事業承継に係る資金の融通のみならず、連携しているTKC会員税理士等による無料相談サービスも付帯させ、事業承継に関する課題をワンストップで対応できる商品性となっています。

創業支援

新規開業・新規創業（第二創業を含む）されるお客さまに対して、創業資金のご融資のみならず、外部専門機関等と連携して様々な支援を行っています。

株式会社日本政策金融公庫との協調による創業に特化した融資商品「アスタート」は、税理士・公認会計士と連携して創業計画書の策定をサポートするとともに、創業後の各種相談にも対応するなど、創業に関する様々な課題をワンストップで解決する商品となっています。

また、長野県が「日本一創業しやすい県づくり」を掲げ、創業に関する情報の一元化と全県的な機運の醸成を図り、イノベティブな創業の促進を目指して組成した、「信州創業応援プラットフォーム」に構成機関として参加しています。行政が行う各種セミナーやアクセラレーションプログラム、創業フェス等のイベント、長野創業サポートオフィス、後継者バンクなど、取引先等に対し積極的に情報発信を行い、ソリューションのひとつとして有効に活用しています。

なお、起業の業種で比較的多いとされる飲食業について、その業種特性等に関するセミナーを株式会社日本政策金融公庫との共催により継続的に実施しています。

本業支援

取引先事業者の本業支援策のひとつとして、地域特化型クラウドファンディングサイト「Show Boat」を開設しています。クラウドファンディングの活用を通じて長野県内の事業者等の販路拡大やマーケティング、ひいては創業・新事業展開を図る支援を行っています。本クラウドファンディングが長野県の企業等の魅力を引き出し、地域の発展や新たな雇用の創出につなげる等、地方創生に資することを目的としています。

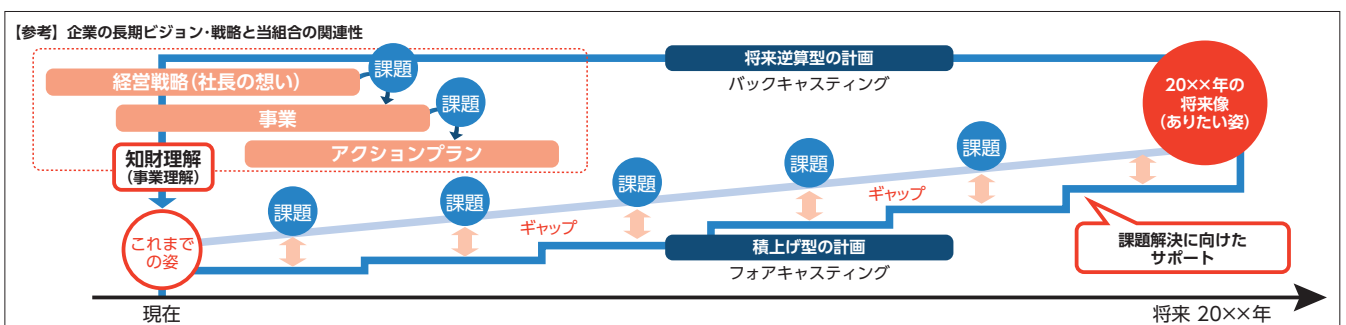
また、全国の信用組合の「食」に関する事業者が一堂に会する「しんくみ食のビジネスマッチング展」に継続して参加しています。会場には、毎年、百貨店やスーパーのバイヤー、一般来場者が合わせて5千名程度来場します。当組合が出展支援を行った取引先が商談会や物産展にブースを構え、新たな販路の開拓や一般消費者への販売を実施しました。併せて同会場に設けられた、全国各地の観光を発信する観光ブースには、当組合が毎年出展しており、長野県内の各自治体と連携しながら地域の観光を発信しています。

医療関連支援

医療分野の専担部署として医療経営部を設置し、医療施設にとどまらず、介護・福祉施設、薬局などに資金面でのサポートを行っています。加えてコンサルティング業務も手掛け、医療・介護・福祉の充実に向けた取組みを行っています。

その他の取組み

- 知的資産（財産）が、ヒト・モノ・カネに加わる経営資源であるとの認識のもと、内閣府の知的財産戦略本部が策定し、普及に努めている「経営デザインシート」の思考を取り入れた「将来ビジョンシート」を制定し、事業性評価の補助シートとして活用しています。



- 地域資源を積極的に利用（地産地消、地産外商）しています。
- SDGsに取り組んでいる事業者さまに「けんしんBANK地方創生ローン」による金利優遇をしています。
- 令和元年東日本台風の被災地にボランティアを派遣しました。
- 職員が、新型コロナウイルス感染防止対策等の影響を受けている県産品消費のお手伝いをしました。
- 取引先事業者の働き方改革への取組みを支援するため、県内各地で相談会を開催しました。
- ソーシャルボンド、サステナビリティボンド等のSDGs債券へ投資をしています。
- 健康経営の基本方針に基づき、病気の予防、早期発見、早期治療を目的として、人間ドック受診全額補助制度、安心して病気療養ができる休暇制度、職場復帰後に治療しながら働くことができる勤務制度を導入しています。
- 女性職員の活躍できる環境を整備するため、女性活躍推進計画を立案し、女性活躍推進チームを設立しました。
- 勤務時間中は、敷地内を全面禁煙として健康に配慮しています。

実効性の高い経営支援等の取組みを進めるため、当組合において整備している業務提携及び連携先

当組合において整備してある各種ツール（業務提携・連携先）は以下のとおりです。

- | | |
|---|---|
| 1. TKC関東信越会長野支部 | 24. 株式会社商工組合中央金庫 |
| 2. 関東経済産業局（金融連携プログラム） | 25. 株式会社日本政策金融公庫 |
| 3. 国土交通省「建設産業生産性向上支援事業」 | 26. アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区 |
| 4. 信州ビジネスサポートプラットフォーム | 27. 信州大学ものづくり振興会及び、信州大学食・農産業の先端（F A I D）学際研究会 |
| 5. 長野県中小企業再生支援協議会 | 28. 株式会社信州TLO |
| 6. 一般社団法人ASEF | 29. 株式会社ワンモア |
| 7. 信州中小企業支援ネットワーク会議 | 30. 株式会社CREKS |
| 8. 信州みらい応援ファンド投資事業有限責任組合 | 31. セコム上信越株式会社 |
| 9. ALL信州観光活性化投資事業有限責任組合 | 32. コイニー株式会社 |
| 10. 独立行政法人中小企業基盤整備機構 | 33. 特許業務法人大谷特許事務所 |
| 11. 長野県事業引継ぎ支援センター・長野県後継者バンク・事業承継ネットワーク | 34. INPI T長野県知財総合支援窓口 |
| 12. 長野県よろず支援拠点 | 35. 株式会社Tポイント・ジャパン |
| 13. 次世代信州農業マーケティングアカデミー及び、信州6次産業化推進協議会 | 36. 株式会社エフアンドエム |
| 14. ながの産業支援ネット | 37. 株式会社トランビ |
| 15. 「ふるさと投資」連絡会議 | 38. AREC・Fiiプラザ |
| 16. 長野県プロフェッショナル人材戦略拠点協議会 | 39. 株式会社ローソン |
| 17. 田舎暮らし「楽園信州」推進協議会 | 40. 長野労働局 |
| 18. 民間サービス（複数社） | 41. 特定非営利活動法人長野県ITコーディネータ協議会 |
| 19. 株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC） | 42. 日本公認会計士協会東京会 |
| 20. 昭和リース株式会社 | 43. 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部 |
| 21. 株式会社東京商工リサーチ（TSR） | 44. 税理士法人名南経営 |
| 22. 株式会社ストライク（M&A仲介会社） | 45. 日本弁理士会東海会 |
| 23. 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO） | 46. 三井住友海上保険株式会社 |

その他の社会（地域や中小企業のみなさま）に対する取組みは12頁～16頁の掲載をご覧ください。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための具体的な取り組み状況の一例

中小企業の経営支援・地域の活性化

事例①	「知財金融」に向けた取り組み①
動機(経緯)	中小企業等においては経営資源となるヒト・モノ・カネが大企業に比して潤沢ではない場合が一般的であり、取引先の事業をより深く理解する上で最も重要で着目すべき経営資源は、技術やノウハウ等の知的財産であると言えます。知的財産は、「特許権」や「商標権」などの権利にとどまらず、創意工夫して生まれる事業者の強みであり、限られた一部の企業だけに関係しているものではなく、多くの事業者が存在するはずだ。 当組合では、この知的財産に着目した取引先企業等の本業支援や融資を含む経営支援を「知財金融」と位置付け、その取り組みを一層深度あるものにしていきたいと考えています。
取り組み内容	特許庁「令和元年度 知財金融促進事業 本業支援コース」の実施金融機関として採択を受け、弁理士等専門家のサポートを受けながら取引先事業者3社に対する知的財産を切り口とした本業支援提案を行うとともに、当該提案手法に係る職員のレベルアップを図りました。 また、関東経済産業局「令和元年度 知財経営定着伴走支援事業」では長野県で唯一の協力金融機関として選出され、地域を牽引する取引先事業者2社に対し、弁理士や中小企業診断士等による各6回の専門家派遣を通じ、知的財産経営の定着に向けた支援を実施しました。
成果(効果)	【相手方にとっての成果】 権利の有無に関わらず、知的財産が自社の強みの源泉であることへの「気づき」を促すことができました。また持続可能な経営に際しては、自社の知的財産を「見える化」し、それを守る体制の構築や、必要に応じて他社と連携することの必要性について、認識を共有にすることができました。 【当組合にとっての成果】 お客さまの事業理解にあたり、知的財産を切り口とすることの有用性を学ぶことができました。また、そうした事業理解は、深度ある適切なソリューション提案を可能にすることについて認識できました。
評価及び今後の課題	【評価】 専門家のサポートを受けて知的財産経営の定着に向けた支援を行った企業からは、「知的財産と経営の関係について理解と認識を向上させることができた。」「知的財産を『見える化』し、新たに管理する仕組みを構築する必要性を認識した。」といった評価を得ることができました。 【今後の課題】 中小企業等の持続的な成長において、今後ますます知的財産の重要性が高まってくると考えられます。当組合では、経営者と一緒になって当該事業者の「将来ありたい姿」を共有した上で、バックキャストの手法により「今やるべきこと」を模索し、そこで生じる一つひとつの課題をサポートしていきたいと考えています。これは、内閣府に設置された知的財産戦略推進本部が策定した「経営デザインシート」の考え方によるもので、この実現には知的財産を切り口とした取引先の事業理解が欠かせません。しかし知的財産は個々の事業者特有の目に見えにくい資産であるため、それを見極める職員個々の目利き力が今後の課題であると認識しています。 引き続き国の支援施策の有効活用や日本弁理士会東海会、INPIT長野県知財総合支援窓口等と連携しながら、実効性のある事業者支援を行うとともに、職員の知的財産を切り口とした目利き力の向上を図っていきます。

当組合が目指す方向性

✓取引先企業の事業活動を継続的にウォッチし、「情報収集」⇒「コミュニケーション(ヒアリング)」⇒「ニーズ理解」⇒「ソリューション提案」を実施

継続的に管理

事前情報収集 → 経営者とのコミュニケーション → 企業の将来性や経営ニーズの理解 → 当組合としてのソリューション提案

知財金融の実践

事前情報収集: ホームページ・J-PlatPatを用いて、知財を切り口に、取引先企業の強み、将来の競争力、競争力の根拠となる体制・権利について一次情報を収集

経営者とのコミュニケーション: 事前情報収集の内容をもとに強み、将来の競争力、競争力の根拠となる体制・権利についてヒアリングし、取引先企業の事業実態について知財を切り口に理解を深める

企業の将来性や経営ニーズの理解: 将来の成長に向けた活動状況や、その実現に向けた課題を検討

当組合としてのソリューション提案: 融資、本業支援(経営計画策定、ビジネスマッチング、支援機関との連携等)のソリューション提案

※ J-PlatPatは、職員が営業活動で使用するタブレット端末にて閲覧可能。

※ INPIT長野県知財総合支援窓口の知的財産アドバイザーを講師に迎え、J-PlatPatの活用方法に係る研修会を複数回にわたり実施。

※ INPIT長野県知財総合支援窓口の知的財産アドバイザーとの連携。

※ ミラサボ等、専門家派遣制度の有効活用。

※ 日本弁理士会東海会等、各種専門家・専門機関との連携。

(図は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱「平成30年度中小企業等知財金融促進事業の概況・事業紹介」より作成)

特許庁 知財金融ポータルサイト

https://chizai-kinyu.go.jp/event/docs/event0018/doc_panel09.pdf

事例① 「特許庁 知財金融シンポジウム」における当組合発表資料より抜粋

長野県信用組合の活用事例

実効性あるソリューション提案につなげる、お客様の事業理解に活用

お客様

事業の根幹

知財

付加価値

ビジネス

◆経営資源は、ヒト・モノ・カネ・知財

◆知財があるから経営の歯車は回る

◆知財は最も着目すべき経営資源

取り組み内容

知財は、お客様の知恵や工夫を体現するものであることから、お客様の高度な事業理解には、知財に着目することが有効

お客様の将来構想が把握できれば、実効性あるソリューション提案が可能

現在の「事業性評価シート」の作成では不十分・・・

【高度な事業理解を目的とし、試行的に「経営デザインシート」を作成】

- ① 情報の収集・整理、お客様の十分な対話
- ② お客様と共同で「経営デザインシート」を作成
- ③ 事業理解(ビジネスモデルの整理、知財の役割・将来の構想を「見える化」)
- ④ 課題・ニーズの把握と共有
- ⑤ 融資を含むソリューションのご提案

経営デザインシートを活用した感想・効果

- 対話を通じ、事業の仕組みやお客様が有する「知財」の役割を「見える化」・整理することができ、お客様の事業を深く理解することができた。
- 持続可能なビジネスモデルとそれに対する課題をお客様と一緒に考えることができた。
- 「経営デザインシート」の考え方は的確な課題把握ができるため、実効性あるソリューション提案につながる。お客様の事業理解にあたり、デザイン思考を取り入れた「事業性評価シート」に改訂を検討している。

経営デザインシートの活用事例

内閣府 知的財産戦略推進事務局

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keiei_design/

事例① 経営デザインシートの活用事例(出所: 首相官邸HP)

中小企業の経営支援・地域の活性化

事例② 「知財金融」に向けた取組み②	
動機(経緯)	中小企業の持続的な成長には、自社の強みや特徴となる知的財産の適切な活用が不可欠です。そのため、企業の経営者や従業員が、自社の知的財産は何なのかをあらかじめ認識しておくことが重要となります。しかし経営者や従業員にとって、日々の事業活動がごく当然の事となってしまうため、知的財産となり得る自らが持つ優位性や他との差別化要因を認識していない場合が多く見受けられます。
取組み内容	令和2年3月に連携協定の締結を行った日本弁理士会東海会と、その連携を前提とし、令和元年12月に「知的財産セミナーイベント2019 会社の存続・発展に要するもの～実は身近な知的財産と弁理士～」と題したセミナーイベントを共催しました。 本セミナーイベントは、日本弁理士会の「絆プロジェクト」に基づき、全国で初めて中小企業等の事業者と金融機関職員を対象としたクロスオーバー型事業として開催したものです。 総勢100名余の参加者を得て、弁理士による基調講演や、当組合職員に加え、長野県発明協会の知的財産アドバイザー、弁理士をパネリストに迎えたパネルディスカッション、10名程度のグループに分かれて行った弁理士を囲む座談会の3部構成にて開催しました。
成果(効果)	【相手方にとっての成果】 知的財産は特許権や意匠権などの権利に留まらず、どの事業者にも存在する特有の強みや特徴であること、またその知的財産を意識し活用することの必要性について「気づき」を促すことができました。
	【当組合にとっての成果】 日本弁理士会東海会とセミナーイベントを共催することで、知財金融の促進に向けた相互の連携体制を整えることができました。また、参加者とのリレーションの強化を図ることができました。
評価及び今後の課題	【評価】 多数の参加者から「知的財産に対する意識を持つことの重要性を感じることができた。」との意見をいただきました。特に10名程度のグループに分かれて行った弁理士を囲む座談会については、多くの参加者から「普段話すべき機会がない弁理士を中心とし、企業経営における課題等について参加者と意見交換することができた。」と好評価をいただきました。なお、参加した事業者、弁理士双方から座談会の時間をより長くして欲しいとのご意見をいただくなど充実した内容となったため、今後、日本弁理士会東海会と同様の取組みを継続していきたいと考えています。
	【今後の課題】 持続可能な経営に際しては自社の強みとなる知的財産を認識し、それを活用することの重要性等について、更に多くの取引先事業者に普及していくことが必要であると考えています。引き続き、日本弁理士会東海会やI N P I T長野県知財総合支援窓口等と連携し、セミナー等を開催していく予定です。

事例③ 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた事業者への金融支援の取組み	
動機(経緯)	新型コロナウイルス感染症は、令和元年、中国武漢市付近で発生が確認され、その後世界的流行を引き起こしています。経済面についても、サプライチェーンの分断による影響に始まり、日本国内の様々な業種に対して深刻な影響が出ています。 当組合は、新型コロナウイルスの感染拡大により事業に影響を受けたか、もしくは影響を受ける恐れがある取引先からの経営相談や金融支援に対して、迅速・丁寧な対応を心掛けています。
取組み内容	令和2年2月26日に、「新型コロナウイルスに係る相談窓口」を設置し、営業店窓口及び専用電話による相談対応を開始しました。また、支店長・担当者の情報収集活動を徹底し、営業店で集められた情報を本部で集約し、共有化を図ることで、迅速に対応できる体制を構築しました。 その結果、情報収集活動を開始した令和2年2月6日から令和2年3月までの相談件数は487件となり、新型コロナウイルス関連の新規融資実行は148件、16億68百万円となりました。
成果(効果)	【相手方にとっての成果】 お客さまから受けた相談を営業店・本部が情報共有することで、迅速な金融支援につなげることができました。 また、株式会社日本政策金融公庫との連携を強化することで、取引先の資金繰りの円滑化に柔軟に対応することができました。
	【当組合にとっての成果】 お客さまの相談に対して、迅速に対応したことで、取引先とのリレーション強化につながりました。また、株式会社日本政策金融公庫、長野県制度資金、各市町村制度資金の利子補給制度等、お客さまに最適な資金をタイムリーに提案することができました。
評価及び今後の課題	【評価】 お客さまからの資金繰りや返済条件変更のご相談に柔軟に対応し、最適なご提案をさせていただくことでお客さまの事業継続の一助となることができました。
	【今後の課題】 新型コロナウイルス感染症については終息の時期が不透明であり、今後も取引先を取り巻く環境は依然として予断を許さない状況です。当組合が地域金融機関としての使命を果たすためにも、引き続き迅速・丁寧かつ柔軟な対応を行う必要があると考えます。



事例② 知的財産セミナーイベント2019 第3部の座談会



事例③ 新型コロナウイルスに係る相談窓口を設置

中小企業の経営支援・地域の活性化

事例④	新型コロナウイルス感染症拡大に係る事業者支援
動機(経緯)	当組合では、信用組合特有の機動力を十分に生かした情報発信が行えるよう、関東経済産業局の「金融連携プログラム」(経済産業局と地域金融機関のお互いの強みを組み合わせることで効果的な地域中小企業支援を行い、地域中小企業の生産性等の向上と地域経済の活性化を目指す取組み)を有効に活用しています。また、関東財務局長野財務事務所が発信する各種支援施策についても積極的に情報発信を行っています。
取組み内容	経済活動に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症拡大を受け、取引先事業者等に与える影響が非常に深刻であるとの強い危機意識のもと、当組合では柔軟な資金繰り支援等に積極的に取り組みました。 特に、刻一刻と変容する状況に応じた国等の各種支援施策については、事業継続に大きな不安を抱える取引先事業者等に対し迅速な情報提供が不可欠です。 関東経済産業局の「金融連携プログラム」を通じて発信された新型コロナウイルス感染症関連支援施策の情報については更新の都度、融資担当者や渉外担当者にその内容の理解を図り、いち早く取引先事業者へ情報提供しました。 また、関東財務局長野財務事務所が3月下旬に作成した県内事業者向けの各種支援施策を簡潔にまとめたチラシについては、独自に1万枚を印刷し、全店の職員を通じて即座に取引先事業者へ浸透を図るよう、配布や案内を実施しました。
成果(効果)	【相手方にとっての成果】 売上の低下等、事業に重大な支障や不安を抱えた取引先事業者へ、迅速かつ適切に各種支援策を周知するとともに、支援の申入れを柔軟に受け入れる体制を整えることができました。 また、具体的な支援を受けることができました。
	【当組合にとっての成果】 職員に対し行政等の情報を積極的に発信することで、危機意識を共有することができました。 また、具体的な支援を実行することができました。
評価及び今後の課題	【評価】 職員が危機意識を共有することで、関東経済産業局を通じた情報のみならず、県や各種機関からの情報についても、適時適切に発信することができたと認識しています。 【今後の課題】 製造業のサプライチェーン毀損や観光・行事等の自粛により様々な産業への影響拡大が見込まれます。地域経済の早期の回復と中小企業等の事業継続に向けて、引き続き柔軟かつ積極的な支援に取り組みます。
事例⑤	取引先事業者の「働き方改革」に向けた取組み
動機(経緯)	平成31年4月1日より順次「働き方改革関連法」が施行され、多様な働き方を可能にする社会の実現が求められています。中小企業等においては当該法律への対応が喫緊の課題となっており、その解決には「深刻な人手不足への対応」や「従業員一人ひとりの生産性向上」が欠かせません。
取組み内容	当組合では、取引先事業者等の「働き方改革」に向けた実効性のある支援を行うため、平成29年11月に株式会社エフアンドエムと業務提携を行いました。同社は労使間のリスク対策や助成金活用に関するアドバイス、補助金の申請代行業務等のサービスを提供しています。令和元年10月には、中小企業等における社会保険、労働保険、雇用保険等の電子申請を可能とするサービスを取引先事業者へ提供するため、同社との業務提携の範囲を拡大しました。 また令和元年12月には、生産性向上に向けた支援メニューが充実している独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部と「産業人材の育成等に関する協定」を締結しました。同機構が行う中小企業等に対する職業訓練や雇用支援業務等に関し、連携して支援する体制を整えました。 加えて、専門性の高い人材の獲得に苦慮する取引先事業者を支援するため、長野県プロフェッショナル人材戦略拠点を有効に活用し、取引先事業者の攻めの経営に向けた人材採用のサポートを積極的に行いました。
成果(効果)	【相手方にとっての成果】 当組合へのワンストップの相談で、専門機関等による一通りのアドバイスや支援が受けられるようになりました。 【当組合にとっての成果】 様々な他機関との連携により、個別の取引先事業者に応じた情報提供やソリューション提案が可能となりました。
評価及び今後の課題	【評価】 取引先事業者の「働き方改革」に向けた取組みにあたり、取引先事業者の様々なニーズに対応できる体制を構築できたと考えています。 【今後の課題】 取引先事業者の「人手不足の解消」や「生産性の向上」は地域の持続可能性にも大きな影響をもたらします。取引先事業者のニーズを適切に把握し、最適なソリューション提案につなげられるよう、引き続き職員のレベルアップを図っていきます。



事例④ 新型コロナウイルス個別相談会



事例⑤ 高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部と業務提携

中小企業の経営支援・地域の活性化

事例⑥ 事業承継支援への取り組み	
動機(経緯)	昨今、多くの中小企業の経営者にとって事業承継は重要な課題のひとつとなっています。円滑に事業を承継していくためには、計画的な準備に取り組むことが肝要です。特に、事業の承継においては、単にヒト、モノ、カネを引き継ぐだけではなく、目に見えにくい経営資源の承継が必須となります。目に見えにくい経営資源とは、現経営者が有する信用や独自のノウハウ、特許権などを含む知的資産を指します。この目に見えにくい経営資源を承継させるためには、自社の知的資産が何なのかを十分に認識し、あらかじめ「見える化」しておくことが必要となります。
取組み内容	特許庁「令和元年度 知財を切り口とした事業承継支援事業」に当組合が推薦した取引先事業者2社（1社は第三者承継を、1社は役員承継を予定している事業者で、いずれも製造業）が採択を受けました。 本事業は、中小企業の事業承継における知的資産の取扱いを現状分析した上で、専門家による知的資産に関する事業承継支援を実施するものです。 弁理士等専門家による各社3回ずつの企業訪問に当組合職員が帯同し、知的財産権、ノウハウ、ブランド等、当該事業者が保有する知的資産の「見える化」や「磨き上げ」に関する支援のサポートを実施しました。 なお、いずれの事業者においても、今後は当組合がI N P I T長野県知財総合支援窓口と連携して継続支援を実施していく予定です。
成果(効果)	【相手方にとっての成果】 第三者承継を予定している事業者においては、当社の魅力をハード（技術）とソフト（仕組み）の両面から体系的に整理して発信していくための基本フレームを作成することができました。 また役員承継を予定している事業者においては、現経営者と後継者が自社の新製品開発というテーマで協同する場を設定できたことにより、今後の事業承継を円滑に進めるための道筋をつけることができました。 【当組合にとっての成果】 両社の強みの源泉となる知的資産を把握することができ、事業理解を一層深めることができました。これにより事業承継に向けた課題が明確化され、今後の適切な支援方針について事業者と共有することができました。
評価及び今後の課題	【評価】 事業承継を検討する際、自社の強みの源泉となる知的資産に着目し、「見える化」した上で「磨き上げ」することの必要性について認識することができたと、いずれの経営者からも好評価を得ることができました。 【今後の課題】 円滑な事業承継支援においては、個社ごとの課題を掘り起こす職員個々の目利き力向上が課題であると認識しています。その上で、引き続き国の支援制度や各種専門家・専門機関の知見を活用しながら事業承継支援を強化していきたいと考えます。

事例⑦ 新規創業先及び創業間もない先に対する本業支援	
動機(経緯)	平成30年3月に、長野県内の金融機関では初の株式会社日本政策金融公庫と協調した創業に特化した融資商品「アスタート」の取扱いを開始しました。本商品では、税理士・公認会計士と連携して創業計画書の策定をサポートするとともに、創業後の各種相談にも対応するなど、創業に関する様々な課題をワンストップで解決する商品となっています。他にも、外部専門機関等と連携して様々な支援を行っています。
取組み内容	長野県が「日本一創業しやすい県づくり」を掲げて組成した、「信州創業応援プラットフォーム」に構成機関として参画し、各種イベント、セミナー等を周知しています。令和元年度は長野県、長野県中小企業振興センターとの共催により、ながの創業サポートオフィス「出張」創業相談会を4回実施しました。また、令和元年7月には創業相談が多い飲食業者を対象とし、その業種特性等をアドバイスするセミナーを、株式会社日本政策金融公庫との共催により長野市と松本市で開催しました。 長野県が提唱する「信州ITバレー構想」の実現を目指す民間団体NICOLLAP（ニコラップ）が主催する「地域共創ラボ」には金融機関として唯一参加しました。ラボの参加者の中から新しいビジネスが立ち上がっています。
成果(効果)	【相手方にとっての成果】 相談会やセミナーの実施により、新規創業先や創業間もない先が専門家の有効なアドバイスを得る機会を設けることができ、創業の成功率向上に寄与できているものと思料します。「地域共創ラボ」についても金融機関としての知見を提供することで、事業立ち上げの一助となりました。 【当組合にとっての成果】 新規融資取引先の増加に結びつくことは無論のこと、地域に根差した金融機関としての存在感が一層高まるものと考えます。
評価及び今後の課題	【評価】 創業支援として、金融支援だけでなくとどまらないソリューション提案に取り組んでおり、将来の地域活性化に向けた重要な取組みとして継続していきます。 【今後の課題】 立上げ中の案件については、様々な専門家と協力し、有効な支援策を検討します。また、創業後も、経営悪化に陥ることがないように継続的な伴走支援が重要であると思料します。



事例⑥ F&Mフォーラム



事例⑦ 日本政策金融公庫と共催の飲食業経営者向けセミナー

中小企業の経営支援・地域の活性化

事例⑧	国際業務支援への取組み
動機(経緯)	少子高齢化による人口減少や国内市場の縮小を背景に、新興国をはじめとする成長著しい海外需要を取り込むため、取引先事業者の海外事業へのニーズが拡大しています。一方で、言語、文化、法律、商慣習等が異なる海外では、国内事業に比べリスクも大きく、海外事業のハードルは高い状況です。そのような海外事業におけるリスクを軽減し、取引先事業者の事業拡大、新たな事業機会創出のための支援が必要との認識のもと、国際業務支援に積極的に取り組んでいます。
取組み内容	経営支援部に海外経験が豊富な専担者を配置し、シンガポール駐在員事務所、日本国内外の外部専門家・外部専門機関と連携し、取引先事業者の海外事業の取組み段階に応じて、下記の具体的な支援を行いました。 1. 専担者による営業店担当者との同行訪問を通じた、海外事業の展開ニーズ・取組み段階の確認、課題の把握。 2. 課題解決に資する専門家の紹介。 3. シンガポール駐在員事務所、外部専門家・外部専門機関からの海外最新情報の収集・提供。 4. 株式会社日本政策金融公庫、UOB銀行（シンガポール）、在シンガポール地域金融機関共催によるセミナー・海外現地交流会の開催。 5. 海外の工業団地等、海外現地視察先のアレンジ・同行。 6. 現地サプライヤーやパートナー企業に関する情報収集等の海外展開支援。 7. 海外で開催される展示会情報の提供や、商社との商談会の紹介等の販路開拓支援。 8. 海外事業を展開するために必要な金融支援。 9. 株式会社日本政策金融公庫と連携した「スタンドバイ・クレジット制度」を活用した、海外現地子会社への現地通貨建てでの金融支援。
成果(効果)	【相手方にとっての成果】 海外現地の状況や最新情報を迅速に提供することができました。また、海外事業に携わる外部専門家・外部専門機関とのネットワーク構築が円滑に進み、海外事業展開や課題解決に向けた取組みの一助となりました。 【当組合にとっての成果】 取引先事業者の海外事業の取組み段階に応じたニーズや課題に対して、適時・適切に外部専門家や外部専門機関と連携して支援することで、取引先事業者のビジネスモデルを深く理解する機会となり、取引先事業者とのリレーションをより強固にすることができました。 また、「スタンドバイ・クレジット制度」を活用し、海外現地子会社へ現地通貨建てでの資金調達を支援することで、多様化する取引先事業者の資金調達ニーズに応えることができました。
評価及び今後の課題	【評価】 国際業務に係る専担者の配置、シンガポール駐在員事務所の活用により、日本国内外の外部専門家・外部専門機関とのネットワークの構築、連携を一層強化していきます。その結果、既に海外で事業展開を行っていたり、今後、海外での事業展開を検討する取引先事業者に対し、付加価値の高い情報提供や支援が可能となると考えます。 【今後の課題】 取引先の海外事業の取組み段階に応じて、一層きめ細かな支援を実施するため、シンガポール駐在員事務所、外部専門家・外部専門機関との連携強化が重要であると考えます。海外事業に係る支援ツールの整備・活用を図り、取引先事業者の海外事業へのリスク軽減に努めるとともに、新たな事業機会の創出・提供に努めていきたいと考えます。

事例⑨	クラウドファンディングの活用による災害支援
動機(経緯)	平成29年2月に「長野から世界へ出航」をスローガンに、地域特化型クラウドファンディングサイト「Show Boat」を開設しました。クラウドファンディングの活用を通して、資金調達やマーケティング、ファン作りを支援し、創業・新事業展開を図ることで、長野県内の事業者等の魅力を引き出し、地域の発展や雇用創出など、地域経済の活性化を図り、地方創生に資することを目的としています。
取組み内容	令和2年3月末までに、累計で33件の案件に取り組みました。当組合と、共同運営者である株式会社ワンモア及び株式会社CREEKSがそれぞれの知見、ネットワークを活用し、起案者に対して連携して支援を行い、プロジェクトをブラッシュアップすることで資金調達の確度を高めています。 昨年度の特徴的な取組みとして、令和元年東日本台風による被災地の復旧・復興を支援するため、当組合自ら災害支援金の募集としてプロジェクトを立ち上げ、「Show Boat」を活用しました。1か月の募集期間で日本全国から299名、計971,000円のご支援をいただきました。手数料を当組合が負担することにより、集まった支援金全額について、被災自治体である長野県に寄付しました。 なお、令和元年東日本台風の被災地域においては、当組合職員の多くがボランティアとして復旧作業に参加しました。
成果(効果)	【相手方にとっての成果】 クラウドファンディングの形式で寄付を募ることにより、幅広い層に長野県の被災状況を周知し、結果として県内、県外を問わず多くの方から長野県に対して直接の寄付を実現することができました。通常の寄付の募集だけでは訴求できない方からの支援にも結びついたものと考えます。 【当組合にとっての成果】 地域自治体への寄付という形で、地域経済の活性化及び地方創生に結びつく支援を行うことができました。
評価及び今後の課題	【評価】 自ら長野県に特化したクラウドファンディングサイトを運営する強みを生かし、公共性の高いプロジェクトを実現することができました。 【今後の課題】 クラウドファンディングは社会的に広く認知されてきており、活用のニーズはますます増加するものと思料します。「Show Boat」についても起案者のバックアップ体制を一層充実させ、プロジェクトの達成率を高める必要があると考えます。



事例⑧ 40階に駐在員事務所があるHong Leong Building(写真中央)



事例⑨ 長野県信用組合のクラウドファンディングサイト

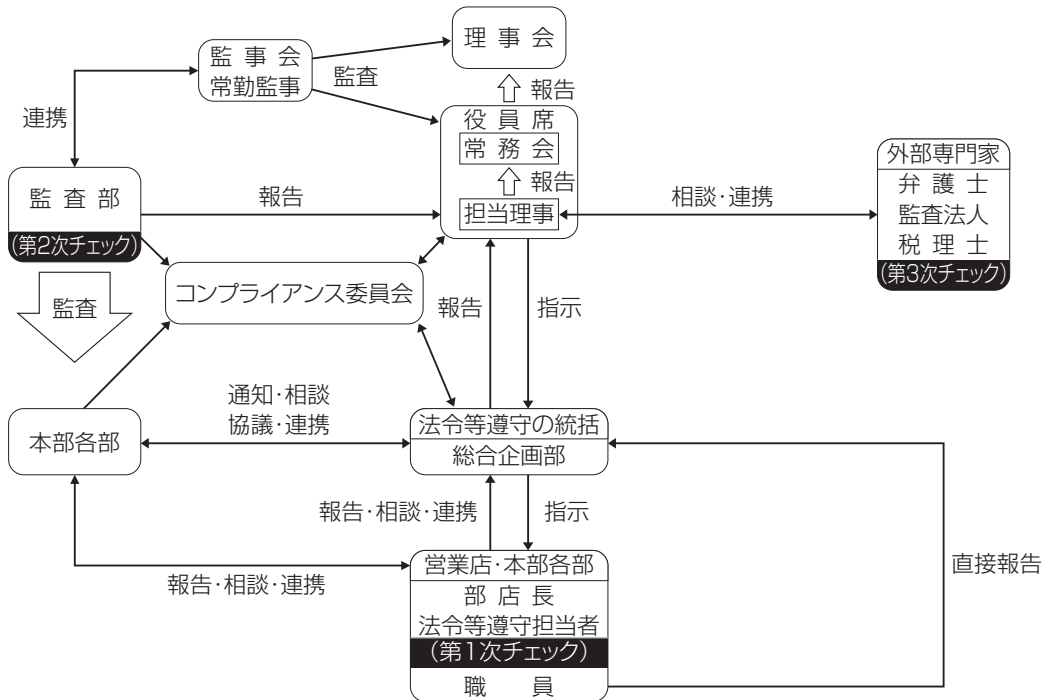
(3) ガバナンスに対する取り組み



法令等遵守体制について

金融機関の社会的責任と公共的使命に鑑み、健全な業務運営にはコンプライアンスを重視した透明性の高い経営が必要不可欠であると認識し、法令や社会的規範の遵守の徹底、企業倫理の確立に努めています。

法令等遵守体制図



基本方針

法令等遵守（コンプライアンス）とは、法令や組合内の規則、社会規範等、一般的に求められるルールやモラルを遵守することです。当組合は、自己責任原則に基づく健全経営に取り組む中で、自らの社会的責任と公共的使命を自覚し、法令等遵守を経営の最重要課題のひとつとして捉えています。常に公正な職務を行い「信用」「信頼」の維持、向上に努め地域社会からの信頼をゆるぎないものにするため、法令等遵守体制を確立し、コンプライアンス重視の企業風土を職場内に醸成させることに努めています。

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略で、「持続可能な開発目標」と訳されています。

自分だけではなく、世界中のすべての人が未来も今のように地球で暮らし続けることができ（＝持続可能）、今よりもっと良い世界に（＝開発）なるための目標です。

けんしんBANKは、SDGs達成の年である2030年に向けて目標を作りました。

職員一人ひとりがSDGsを理解し、お客さまとともに、環境・社会課題の解決を目指していきます。

国連が2015年に採択した「持続可能な開発目標」（SDGs）の取り組みが世界中で進んでいます。SDGsとは、発展途上国が抱える課題である貧困・飢餓の解消などのほか、発展国が取り組むべき具体的なテーマを定めた17の目標と169のターゲットで構成されています。けんしんBANKの経営方針は、私たちが望む、将来世代につなげていくための「持続可能な社会」の発展と相通じるものがあると考えます。



運営体制

総合企画部を法令等遵守に関する統括部署に位置付けるとともに各本店に法令等遵守の管理監督を行う部店長と担当者を置き、法令等遵守方針・規程・基準等に基づきコンプライアンスを実践・管理しています。また、コンプライアンス委員会を置き、役職員の法令等遵守及び業務の適正な執行等の徹底を図り、コンプライアンス体制の整備、強化のための重要な事項について協議・検討を行うほか、必要に応じて常勤監事、会計監査人又は弁護士等から意見を求める体制を整えています。業務を遂行するにあたっては、役職員全員に「諸規程集」及び「事務取扱規程集」を配布し、組合内の規程、権限、事務手続等を明確化するとともに、職務に応じた通信教育の実施及び業務内容に応じた研修会を開催し、さらに、人事制度の中でコンプライアンスの外部試験合格を義務化して、職員の知識・倫理の向上に努めています。

取組み

- お客さまに信頼される金融のプロを育成するため、入組前の内定者研修に始まり、入組後の基礎研修、実務研修等の集合研修、さらに配属先では実務指導員がマンツーマンで教育にあたり、業務やコンプライアンス知識等の早期習得を目指します。
- 業務別・職能別・階層別の研修、外部教育機関が開催する研修会への職員派遣等、研修制度が充実しています。私たちは、地域のみなさまから頼りにされる金融のプロとして、日頃から金融に関する法務・財務等の知識の習得に取り組んでいます。
- 当組合の「法令等遵守の状況」、「顧客保護等の対応」、「苦情・トラブル対応」、「不正・不祥事件未然防止」等を総合監査の重点監査項目として、営業店の人材育成の取組み状況を検証しています。
- 法令等で規制されている有害化学物質を把握し、使用量の抑制及び適切な使用に取り組んでいます。
- 廃棄物の管理を適切に行い、適切な処理に取り組んでいます。

2. 今後予定しているSDGsの取組み

- 人生100年時代の到来を見据え、すべての世代に安心を与えるため、医療・介護だけでなく障がい者福祉事業者に対する支援の取組みを強化し、全世代型社会保障制度の構築に寄与できるような金融支援を行います。
- オンラインシステム更改時に、低消費電力化機器を選定し、消費電力を従来機器比約50%削減を目指します。
- 紙の資料等については電子化を推進し、引き続きペーパーレス化を進めていきます。
- SDGsを多くのみなさまに知ってもらうための取組みを継続します。

けんしん BANK SDGs宣言

当組合は、お客さまの発展が地域の活性化につながると考え、「地域の魅力をプロデュースし、地域社会の新たな価値創造に尽くします」を最も重要な経営方針として積極的に取り組んでまいりました。

地域の活性化、発展に努めることは、将来の世代に環境や産業を承継していくための重要な取り組みであり、このことは、国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）と合致するものと考えています。

これからも「お客さまに向き合った地域金融機関」を目指し、地域社会の発展を通じて、持続可能な社会の実現に努めてまいります。

理事長 黒岩 清



理 事

理事長（代表理事）	黒 ^{くろ}	岩 ^{いわ}	清 ^{きよし}
副理事長（代表理事）	大 ^{おお}	塚 ^{つか}	寛 ^{ひろし}
専務理事（代表理事） （審査部長委嘱）	土 ^{つち}	屋 ^や	孝 ^{こう} 二 ^に
常務理事（システム部長委嘱）	林 ^{はやし}		智 ^{とも} 成 ^{なり}
常務理事（総合企画部長委嘱）	中 ^{なか}	澤 ^{ざわ}	資 ^{もと} 長 ^{なが}
常勤理事（人事部長委嘱）	大 ^{おお}	野 ^の	勲 ^{いさお}
常勤理事（営業統括部長委嘱）	若 ^{わか}	林 ^{ばやし}	一 ^{かず} 穂 ^ほ

理事	轟 とどろき	一 かず	太 た
理事	矢 や 木 ぎ	健 けん	一 いち
理事	井 い 口 ぐち	政 まさ	徳 のり
監事			
常勤監事	青 あお 木 き	照 てる	明 あき
監事	小 こ 松 まつ	克 かつ	人 と
監事（員外）	倉 くら 崎 さき	亜 あ 希 き	子 こ

◇ 当組合は、職員出身者以外の理事・監事4名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

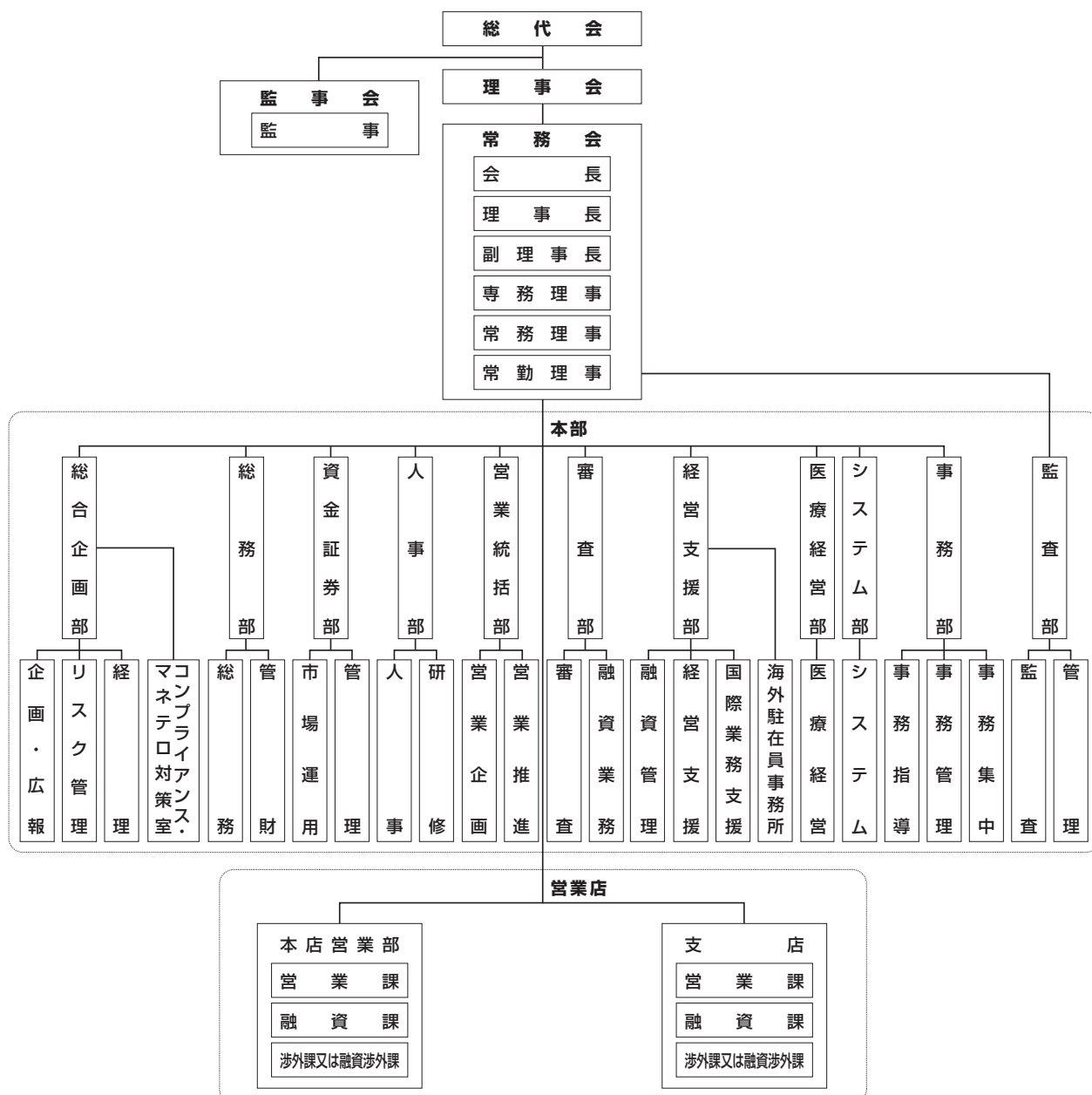
会計監査人の氏名又は名称

(令和2年7月1日現在)

有限責任監査法人トーマツ

事業の組織

(令和2年7月1日現在)



総代会の仕組みと機能

信用組合は、中小規模事業者及び勤労者等によって組織される協同組織による金融機関です。当組合は、組合員数が大変多いため、組合員の総意を適正に反映するため、総会に代えて総代会を設けています。

この総代会は、決算、定款等規約の変更及び役員の選任等重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って、総代会は、組合員の中から適正な手続きにより選任された総代によって運営されます。

また、当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営努力に取り組んでおります。

総代の選考方法

●総代の任期・定数

総代の任期は2年です。

総代の定数は、100人以上110人以内で、組合員数に応じて各選挙区ごとに定められております。令和2年3月31日現在総代数は110人で、組合員数は131,917人です。

●総代の選考手続き

総代の選考手続きは、選挙区ごとに無記名・自署・1人1票（連記式）による組合員の選挙に基づき、選出されます。

総代会の決議事項等

令和2年6月19日長野市新田町の長野県信用組合本店において第66回通常総代会を開催し、次のとおり承認議決されました。

報告事項

第66期事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書報告の件

決議事項

第1号議案 第66期剰余金処分案承認の件

第2号議案 第67期事業計画及び収支予算（案）審議の件

総代の氏名（50音順：敬称略）

（令和2年6月19日現在）

選挙区(営業店)	定数	総代氏名	選挙区(営業店)	定数	総代氏名	選挙区(営業店)	定数	総代氏名
本店営業部	8	伊藤 隆三 ⑤	高田支店	1	村上 義徳 ⑫	松本支店	5	安保 充彦 ④
		塩沢 均 ②	更埴支店	1	塚原 功 ③			田中 孝明 ①
		高見澤秀茂 ②	戸倉支店	2	宮原 廣 ②			萩野 右始 ⑨
		竹内 宏行 ⑨	坂城支店	5	栗田 有樹 ①			増田 道憲 ⑨
		夏目 潔 ⑨			栗林 邦夫 ⑨			望月 宗敬 ④
		服部 俊直 ②			小宮山俊夫 ①	城東支店	1	腰原 実 ⑦
		増子 桂介 ①			佐藤 洋子 ③	松本南支店	1	松岡 紀夫 ⑫
		(株)Uホールディングス ⑧			鈴木 雅視 ⑤	松本西支店	1	藤本 博史 ⑤
東支店	2	市川 進一 ⑤	上田支店	5	石田 紘寿 ④	塩尻支店	1	笠原 吉晴 ⑫
		岩野 仁 ⑪			北川 量三 ③	木曽支店	1	鈴木 勝博 ③
松代支店	2	小田切 健 ⑨			斉藤 諄一 ⑨	村井支店	1	中村 武男 ①
		湯本 宣成 ⑨			高橋 裕 ②	岡谷支店	4	上條 重信 ⑬
古牧支店	1	若林 健史 ⑭			宮下 勝久 ⑦			高橋太喜彦 ⑦
		浦野 忠 ④	神科支店	1	上原 昭彦 ②			宮坂 一正 ⑧
飯山支店	4	上村 力 ⑭	丸子支店	1	柳原 幸生 ⑤			吉澤 正 ⑥
		斉藤 仁孝 ①	望月支店	2	市川 英雄 ⑤	諏訪支店	3	岩波 寿亮 ③
		吉越 明人 ⑥			黒柳 貞夫 ⑪			筒井 俊文 ③
山ノ内支店	2	田中 篤 ⑩	小諸支店	3	金澤 平和 ③			永田 弘幸 ⑦
		友野 範夫 ⑥			前田 博志 ⑧	茅野支店	5	清水 浩和 ⑬
中野支店	4	藏谷 伸一 ⑤			古澤 正宣 ②			田村 庄市 ②
		高木 和敏 ⑨	野沢支店	3	篠原 政和 ⑦			増澤洋太郎 ⑪
		山口 俊夫 ⑥			藤井 淳夫 ⑨			宮坂 義政 ①
		山田 公男 ⑩			望月 哲男 ⑧			両角美智代 ①
須坂支店	5	太田 哲郎 ⑥	軽井沢支店	1	古越 道夫 ④	下諏訪支店	1	森田 政彦 ④
		土屋 勅夫 ⑦	上田原支店	1	松澤 庄次 ⑫	諏訪南支店	1	三枝 武春 ④
		半谷 雅典 ⑥	岩村田支店	2	網島由紀子 ①	伊那支店	1	向山 賢悟 ①
		本藤 浩史 ②			六川 宏俊 ⑥	駒ヶ根支店	1	松崎堅太朗 ②
		山崎 喜彰 ①	立科支店	1	長岡 義明 ⑨	飯田支店	3	岩崎 愈 ⑨
篠ノ井支店	1	鳥羽 眞一 ④	庄内支店	1	後藤 昌弘 ⑦			長坂 亘治 ②
吉田支店	1	竹原 一夫 ⑮	穂高支店	1	小林 昇 ⑦			西澤 良齊 ①
若里支店	2	大内 健一 ②	大町支店	3	井内 猛男 ④	鼎支店	1	伊佐治敏夫 ⑪
		矢木 健一 ⑩			坂中 正男 ⑦	八幡支店	1	平沢 治司 ⑥
須坂南支店	1	垂沢 稔 ⑤			西山 秀一 ②	宮川支店	2	大川 哲 ②
中越支店	2	佐藤 彰治 ⑥	安曇野支店	4	小林 紀之 ⑫			杉本 浩美 ①
		仁科 良三 ②			中澤 涉 ⑦	箕輪支店	1	宮原 友保 ⑨
中野西支店	1	永井美代作 ⑦			中野 武 ②	合 計		109人
更北支店	1	瀧本 孝宏 ②			八木 誠 ③	(注)氏名の後ろの数字は、総代就任回数です。		

主要な事業の内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、決済用普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

2. 貸出業務

(1) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(2) 手形の割引

商業手形の割引を取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

4. 内国為替業務

振込及び代金取立等を取り扱っております。

5. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国為替取引(外国送金、外貨預金等)を行っております。

6. 附帯業務

(1) 代理業務

ア. 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、全国信用協同組合連合会等の代理貸付業務
イ. 日本銀行の歳入復代理店業務

- (2) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)
オリックス銀行株式会社
- (3) 国債等の引受け及び引受国債等の募集取扱業務
- (4) 債務の保証業務
- (5) 地方公共団体の公金取扱業務
- (6) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
- (7) 保護預り及び貸金庫業務
- (8) 両替業務
- (9) 有価証券の貸付
- (10) 金銭債権の取得又は譲渡
- (11) 投資信託の窓口販売
- (12) 保険商品の窓口販売
- (13) 共済商品の窓口販売
- (14) 確定拠出年金受付業務
- (15) 金融商品仲介業務
- (16) 電子債権記録業に係る業務

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	90	180
監事	13	20
合計	104	200

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事11名、監事3名です(退任役員を含む)。

注3. 上記以外に支払った使用人兼務役員3名の使用人分の報酬は、17百万円であります。

注4. 上記以外に支払った役員賞与金は、理事67百万円、監事4百万円であります。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

けんしんBANK

DISCLOSURE 2020.3

資料編

DATA

財務資料

経理・経営内容……………23

不良債権等の情報

不良債権等の情報……………30

自己資本の充実の状況等

自己資本の充実の状況等……………31

その他

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況……………37

金融仲介機能のベンチマーク……………38

お客さま本位の業務運営についての基本方針・KPI……………39

地域貢献への取組み……………40

各種問い合わせ先……………42

リスク管理体制……………43

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成31年3月期 (平成31年3月31日現在)	令和2年3月期 (令和2年3月31日現在)
(資産の部)		
現金	10,671	11,608
預け金	54,838	48,028
有価証券	673,797	710,501
国債	194,651	168,472
地方債	4,409	2,108
社債	185,946	207,168
株式	6,596	4,069
その他の証券	282,194	328,682
貸出金	295,510	310,433
割引手形	4,729	3,225
手形貸付	21,976	20,255
証書貸付	222,119	230,675
当座貸越	46,684	56,276
その他資産	6,534	7,557
未決済為替貸	49	34
全信組連出資金	1,900	1,900
未収収益	2,210	2,294
その他の資産	2,374	3,328
有形固定資産	14,748	15,030
建物	6,761	6,316
土地	6,996	6,980
建設仮勘定	—	854
その他の有形固定資産	991	879
無形固定資産	734	884
ソフトウェア	330	274
ソフトウェア仮勘定	24	229
その他の無形固定資産	379	379
債務保証見返	849	1,165
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△4,250 (△3,670)	△5,062 (△4,116)
資産の部合計	1,053,436	1,100,147

(単位:百万円)

科 目	平成31年3月期 (平成31年3月31日現在)	令和2年3月期 (令和2年3月31日現在)
(負債の部)		
預金積金	918,912	924,464
当座預金	8,211	9,561
普通預金	194,323	199,610
貯蓄預金	432	446
通知預金	558	3,654
定期預金	704,452	698,672
定期積金	10,448	11,034
その他の預金	485	1,483
借入金	31,000	47,800
借入金	31,000	47,800
その他負債	2,938	17,398
未決済為替借	141	81
未払費用	387	338
給付補填備金	1	1
未払法人税等	1,892	1,838
前受収益	120	119
払戻未済金	6	5
資産除去債務	84	86
その他の負債	303	14,926
賞与引当金	363	400
役員賞与引当金	66	90
退職給付引当金	1,668	1,720
役員退職慰労引当金	65	79
睡眠預金払戻損失引当金	87	257
偶発損失引当金	98	100
繰延税金負債	6,605	7,816
債務保証	849	1,165
負債の部合計	962,654	1,001,292
(純資産の部)		
出資金	1,046	1,040
普通出資金	1,046	1,040
利益剰余金	67,660	72,151
利益準備金	1,052	1,046
その他利益剰余金	66,607	71,105
特別積立金	62,221	66,601
当期末処分剰余金	4,386	4,504
組合員勘定合計	68,706	73,191
その他有価証券評価差額金	22,075	25,663
評価・換算差額等合計	22,075	25,663
純資産の部合計	90,782	98,854
負債及び純資産の部合計	1,053,436	1,100,147

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成31年3月期 (平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで)	令和2年3月期 (平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで)
経常収益	19,113	19,970
資金運用収益	15,034	16,464
貸出金利息	5,003	4,955
預け金利息	49	53
有価証券利息配当金	9,960	11,412
その他の受入利息	20	43
役務取引等収益	466	483
受入為替手数料	212	216
その他の役務収益	253	267
その他業務収益	2,655	2,783
国債等債券売却益	2,618	2,746
その他の業務収益	37	36
その他経常収益	956	238
貸倒引当金戻入益	187	—
償却債権取立益	3	0
株式等売却益	512	227
その他の経常収益	253	10
経常費用	11,702	13,613
資金調達費用	411	334
預金利息	409	332
給付補填備金繰入額	1	2
借入金利息	—	0
役務取引等費用	1,083	1,100
支払為替手数料	86	95
その他の役務費用	996	1,005
その他業務費用	218	1,257
国債等債券売却損	213	1,253
その他の業務費用	5	4
経費	9,071	9,151
人件費	5,329	5,463
物件費	3,378	3,317
税金	362	371
その他経常費用	917	1,768
貸倒引当金繰入額	—	1,269
貸出金償却	5	—
株式等売却損	735	193
株式等償却	23	15
その他の経常費用	153	288
経常利益	7,411	6,356
特別利益	0	19
固定資産処分益	0	19
特別損失	982	30
固定資産処分損	37	—
減損損失	945	30
税引前当期純利益	6,428	6,345
法人税、住民税及び事業税	2,090	2,046
法人税等調整額	△47	△201
法人税等合計	2,043	1,844
当期純利益	4,385	4,501
繰越金(当期首残高)	1	2
当期末処分剰余金	4,386	4,504

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	平成31年3月期 (平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで)	令和2年3月期 (平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで)
当期末処分剰余金	4,386	4,504
繰越金(当期首残高)	1	2
当期純利益	4,385	4,501
利益準備金限度超過額取崩額	6	5
合計	4,393	4,509
剰余金処分額	4,390	4,500
普通出資に対する配当金	10	10
	(年1%の割合)	(年1%の割合)
特別積立金	4,380	4,490
繰越金(当期末残高)	2	9

継続企業の前提の重要な疑義

該当ありません。

法定監査の状況

当組合は、有限責任監査法人トーマツより令和2年5月22日付で「協同組合による金融事業に関する法律」による監査証明を受けております。

代表理事の確認

私は、当組合の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度(第66期)の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和2年6月22日
長野県信用組合

理 事 長 黒 岩 清

貸借対照表（令和2年3月期）

注記事項

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|------------|---------|
| 建物 | 15年～50年 |
| その他の有形固定資産 | 4年～ 8年 |
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を計しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めた償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先償権及び要注意先償権に相当する償権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先償権に相当する償権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先償権及び実質破綻先償権に相当する償権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。
- すべての償権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると見込まれる額を計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 過去勤務費用 | その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定額法により按分した額を損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年の翌事業年度から損益処理 |
- なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在）
- | | |
|-------------------------------|-------------|
| 年金資産の額 | 345,052 百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 298,784 百万円 |
| 差引額 | 46,268 百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金提出割合（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）
- | | |
|--|---------|
| | 4.518 % |
|--|---------|
- (3) 補足説明
- 上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務費用残高22,092百万円及び別途積立金68,360百万円であります。本制度における過去勤務費用の償却方法は期間13年の元利均等償却であり、当組合は当期の当事業年度の計算書類上、特別掛金88百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金提出時の標準給与の額に乘じることによって算定されるため、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致いたしません。
- (4) 令和2年3月31日現在の退職給付債務及びその内訳
- | | |
|-------------|------------|
| 退職給付債務 | △1,673 百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | △46 百万円 |
| 退職給付引当金 | △1,720 百万円 |
- (5) 令和元年度の退職給付費用の内訳
- | | |
|-------------|---------|
| 勤務費用 | 103 百万円 |
| 利息費用 | 1 百万円 |
| 数理計算上の差異償却額 | 3 百万円 |
| 厚生年金基金掛金 | 311 百万円 |
- (6) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
- | | |
|----------------|---------|
| 引率 | 0.215 % |
| 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 44百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額 18,770百万円
16. 貸出金のうち、破綻先償権額は518百万円、延滞償権額は8,374百万円であります。
- なお、破綻先償権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞償権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先償権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち3カ月以上延滞償権額は該当ありません。
- なお、3カ月以上延滞償権とは、元本又は利息の支払いが約定返済日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先償権及び延滞償権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち貸出条件緩和償権額は215百万円であります。
- なお、貸出条件緩和償権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先償権、延滞償権及び3カ月以上延滞償権に該当しないものであります。
19. 破綻先償権額、延滞償権額、3カ月以上延滞償権額及び貸出条件緩和償権額の合計額は9,107百万円であります。
- なお、上記16. から19. に掲げた償権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,225百万円であります。
21. 担保に提供している資産は次のとおりであります。
- | | | |
|-------------|------|-----------|
| 担保提供している資産 | 有価証券 | 43,140百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 借入金 | 47,800百万円 |
- 上記のほか、公金取扱い、日本銀行歳入復代理店取引、為替決済、全国信用組合保障基金、当座借越担保、受入れのために、預け金30,524百万円、及びその他の資産1百万円を担保提供しております。
22. 出資1口当たりの純資産額は95,035円17銭です。
23. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金及び有価証券であります。また、有価証券は、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、流動性リスクに晒されております。
- 外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当組合は、融資事務取扱規程及び信用リスク管理要綱に従い、与信について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか審査部及び総合企画部によって行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクについては、総合企画部において、信用付業者の格付・信用情報及び時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- 当組合は、ALMによって金利及び為替リスクを含む価格の変動リスクを管理しております。リスク管理規程及び市場リスク管理要綱において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理方針に基づき、常務会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会等の監督の下、預け金・有価証券等運用規程、市場運用資金計画書等に従い行われております。
- 市場運用商品の購入等を行う資金証券部では、投資限度額を遵守し、事前審査を行うほか、継続的なモニタリングを通じて金利及び価格変動リスクのコントロールに努めております。
- 日常的には、総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間及び価格変動リスクを総合的に把握し、バリュエーション・リスク分析等（以下「VaR分析」という）によりモニタリングを行い、ポジション枠及びリスク・リミットの遵守状況等を、ALM委員会を通じて月次ペースで常務会に報告しております。
- ③市場リスクに係る定量的情報
- 当組合において、主要なリスク変数である金利リスク及び為替リスク並びに価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券、貸出金及び預金積金であります。
- 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、以下のとおり定量的な分析を行っております。
- (i) 有価証券
- 当組合では、「有価証券」のうち、債券、外国証券、株式の市場リスク量をVaR分析により月次で計測し、リスク量がリスク限度枠の範囲内となるように管理しております。
- 当組合のVaR分析は、金利（債券）は分散共分散法、為替（外国証券）はモンテカルロ法、投資信託はインデックスによるモンテカルロ法、株式はTOPIXによるモンテカルロ法によりベータ値で算出しており、いずれも保有期間60営業日、信頼水準99%（信頼区間2.3σ）、観測期間250営業日で算出しております。令和2年3月31日（当事業年度の決算日）現在で相関を考慮した当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、25,327百万円であります。
- なお、当組合では、計測した市場リスクの保有期間60営業日のリスク量と、実際の為替・株価・金利変動を反映させた保有期間60営業日の期間損益を比較し、リスク計測モデルの信頼性を検証するバック・テストを実施しております。具体的には、債券・為替・株式等の期間損益が、検証対象月の前月末時点で算出したリスクファクターごとのVaRに収まっているか等を確認しておりますが、令和元年度に関して実施したバック・テストの結果、期間損益の変動がVaRを超えた回数は0回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは観測期間に含まれる過去の相場変動から統計的に算出した変動（ボラティリティ）と一定の発生確率（信頼水準）での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が急変する状況下におけるリスクは十分に捕捉できない場合があります。
- (ii) 有価証券以外の金融商品
- 当組合では、有価証券を除く「預け金」「貸出金」「預金積金」及び「その他調達」について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっては定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
- なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が2.00%上昇したものと想定した場合、預け金は426百万円、貸出金は8,323百万円、預金積金は30,246百万円、その他調達は799百万円、それぞれ時価が減少するものと把握しております。
- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
- また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ④資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当組合は、ALMを通して中長期的な資金管理を行うほか、短期的には資金繰り状況を把握して流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（(注2) 参照）

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金	11,608	11,608	－
(2) 預け金	48,028	48,028	－
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	101,693	109,665	7,971
その他の有価証券	608,589	608,589	－
(4) 貸出金(※1)	310,433		
貸倒引当金	△5,043		
	305,389	307,059	1,669
金融資産計	1,075,309	1,084,951	9,641
(1) 預金積金	924,464	924,528	64
(2) 借入金	47,800	47,800	－
金融負債計	972,264	972,328	64

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金

現金については、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25. から28. に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて、時価を算定しております。

なお、返済期間が短期(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する償権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、残存期間が短期(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)	
区分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	144
組合出資金(※2)	73
合計	218

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金(全信組連出資金等)は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(※1)	48,028	－	－	－
有価証券				
満期保有目的の債券	5,020	77,380	19,292	－
その他の有価証券のうち満期があるもの	46,999	172,223	211,699	143,599
貸出金(※2)	68,331	97,139	43,458	36,598
合計	168,379	346,743	274,450	180,198

(※1) 預け金のうち、期間の定めのないものは1年以内に含めております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する償権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 預金積金、借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(※1)	811,515	112,948	－	－
借入金	47,800	－	－	－
合計	859,315	112,948	－	－

(※1) 預金積金のうち、要求払預金は1年以内に含めております。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	時価	差額
国債	101,693百万円	109,665百万円	7,971百万円
小計	101,693	109,665	7,971
合計	101,693	109,665	7,971

(注) 時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	1,459百万円	802百万円	657百万円
債券	181,550	170,531	11,019
国債	66,779	57,717	9,061
地方債	1,399	1,372	26
社債	113,371	111,440	1,931
その他	281,588	250,275	31,313
小計	464,598	421,608	42,989

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	2,465百万円	3,261百万円	△796百万円
債券	94,505	97,228	△2,723
国債	－	－	－
地方債	708	710	△1
社債	93,796	96,518	△2,722
その他	47,020	51,067	△4,047
小計	143,991	151,558	△7,566
合計	608,589	573,166	35,422

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

なお、上記の差額から繰延税金負債9,759百万円を差し引いた額25,663百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

売買目的有価証券以外の有価証券のうち、当該有価証券の期末日時価が取得原価又は償却原価の50%以下下落した場合は、その下回リ相当分を減損処理することとしております。また、個々の銘柄の当事業年度末における時価が取得原価に比べて30%程度以下下落した場合は、回復可能性の判定の対象とし、減損処理の要否を判断することとしております。

当事業年度において、その他有価証券で時価のある株式について15百万円の減損処理を行っております。

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価額	売却益	売却損	
	533,597百万円	2,967百万円	1,444百万円	
その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりあります。				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	22,628百万円	162,781百万円	99,609百万円	92,731百万円
国債	5,020	84,043	33,335	46,072
地方債	－	881	1,227	－
社債	17,607	77,856	65,046	46,658
その他	29,392	86,823	131,382	50,868
合計	52,020	249,604	230,991	143,599

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、123,493百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが93,510百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額を減額することができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,055 百万円
貸与引当金損金算入限度額超過額	110
退職給付引当金損金算入限度額超過額	474
減価償却費損金算入限度額超過額	628
減損損失否認	340
有価証券償却損金不算入額	77
その他	361
繰延税金資産小計	3,048
評価性引当額	△1,101
繰延税金資産合計	1,947
繰延税金負債	
資産除去債務	3
その他有価証券評価差額金	9,759
繰延税金負債合計	9,763
繰延税金負債の純額	7,816 百万円

31. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、今後、貸出金等の信用リスクに多大な影響を及ぼす可能性があることを想定しておりますが、当事業年度においては与信費用への影響は軽微であるものとして貸倒引当金を算定しております。ただし、新型コロナウイルス感染症の経済等への影響が想定以上に拡大した場合には、翌事業年度以降の業績に影響を及ぼす可能性があります。

損益計算書(令和2年3月期)

注記事項

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当りの当期純利益 4,303円21銭
- 当組合は、事業用店舗、遊休資産等の固定資産について、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額30百万円(土地15百万円、建物11百万円、その他の有形固定資産9百万円、その他の無形固定資産0百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

(単位：百万円)			
場所	主な用途	種類	減損損失
長野県内	事業用店舗等	土地	15
		建物	11
		その他の有形固定資産	3
		その他の無形固定資産	0
	遊休資産	2か所	0
合計			30

当組合は、事業用店舗については、原則として支店をグループिंगの単位としております。遊休資産については、各資産をグループिंगの単位としております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額及び使用価値としております。正味売却価額は、路線価に基づき算定しており、使用価値を算定する際の割引率は0.040%であります。

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

		平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期
利	経常収益	18,652	20,959	17,955	19,113	19,970
	経常利益	6,139	5,739	6,166	7,411	6,356
益	当期純利益	4,347	4,048	4,387	4,385	4,501
残高	預金積金残高	914,549	907,849	915,813	918,912	924,464
	貸出金残高	276,157	279,055	283,795	295,510	310,433
	有価証券残高	678,747	633,573	672,966	673,797	710,501
	総資産額	1,019,499	1,007,528	1,024,272	1,053,436	1,100,147
	純資産額	88,065	80,969	77,988	90,782	98,854
単体自己資本比率		19.37%	19.06%	17.91%	17.30%	16.59%
出資総額		1,057	1,057	1,052	1,046	1,040
出資総口数		1,057,708口	1,057,064口	1,052,584口	1,046,040口	1,040,191口
出資に対する配当金		10	10	10	10	10
職員数		680人	714人	721人	682人	694人

- (注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 職員数には、アルバイト、パート及び被出向の職員は含んでおりません。
3. 単体自己資本比率は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

組合員の推移

(単位:人)

	平成31年3月期	令和2年3月期
個人	119,401	118,783
法人	12,887	13,134
合計	132,288	131,917

業務粗利益及び業務純益等

(単位:百万円)

		平成31年3月期	令和2年3月期
資金運用収益	資金運用収益	15,034	16,464
	資金調達費用	411	334
資金運用収支		14,623	16,130
役務取引等収益	役務取引等収益	466	483
	役務取引等費用	1,083	1,100
役務取引等収支		△617	△617
その他の業務収益	その他の業務収益	2,655	2,783
	その他の業務費用	218	1,257
その他の業務収支		2,436	1,525
業務粗利益		16,443	17,038
業務粗利益率		1.66%	1.70%
業務純益		7,371	7,520
実質業務純益		7,371	7,886
コア業務純益		4,967	6,393
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)		4,966	6,007

- (注) 1. 資金調達費用のうち、金銭の信託運用見合費用は平成31年3月期及び令和2年3月期とも該当ありません。
2. 業務粗利益率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
3. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
4. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
5. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

受取利息及び支払利息の増減

(単位:百万円)

	平成31年3月期	令和2年3月期
受取利息の増減	417	1,430
支払利息の増減	△133	△76

資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高等

(単位:百万円、%)

	平成31年3月期			令和2年3月期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	985,330	15,034	1.52	1,000,412	16,464	1.64
うち貸出金	284,534	5,003	1.75	293,093	4,955	1.69
うち預け金	62,188	49	0.08	50,886	53	0.10
うち有価証券	637,906	9,960	1.56	654,532	11,412	1.74
資金調達勘定	937,579	411	0.04	947,993	334	0.03
うち預金積金	913,339	411	0.04	916,370	334	0.03
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	24,240	—	—	31,623	0	0.00

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成31年3月期80百万円、令和2年3月期75百万円)を控除して表示しております。
2. 資金調達勘定のうち、金銭の信託運用見合額は、平成31年3月期及び令和2年3月期とも該当ありません。

総資産利益率

(単位:%)

	平成31年3月期	令和2年3月期
総資産経常利益率	0.72	0.61
総資産当期純利益率	0.43	0.43

- (注) 1. 総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

	平成31年3月期	令和2年3月期
資金運用利回 (a)	1.52	1.64
資金調達原価率 (b)	1.01	1.00
総資金利鞘 (a－b)	0.51	0.64

預貸率及び預証率

(単位:%)

		平成31年3月期	令和2年3月期
預貸率	(期末)	32.15	33.57
	(期中平均)	31.15	31.98
預証率	(期末)	73.32	76.85
	(期中平均)	69.84	71.42

経費の内訳

(単位:百万円)

		平成31年3月期	令和2年3月期
人件費	報酬給料手当	4,255	4,293
	賞与引当金純繰入額	4	36
	退職給付費用	392	419
	社会保険料等	677	713
	物件費	3,378	3,317
事務費	事務費	1,025	997
	固定資産費	650	676
	事業費	290	268
	人事厚生費	91	103
	預金保険料	303	294
	その他	1,017	977
税金		362	371
経費合計		9,071	9,151

有価証券の時価等情報

1. 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	平成31年3月期			令和2年3月期		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	101,867	112,091	10,223	101,693	109,665	7,971
	合計	101,867	112,091	10,223	101,693	109,665	7,971

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格に基づいております。
2. 時価が貸借対照表計上額を超えないものではありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	平成31年3月期			令和2年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,621	1,719	902	1,459	802	657
	債券	269,025	254,977	14,047	181,550	170,531	11,019
	国債	92,783	81,721	11,062	66,779	57,717	9,061
	地方債	4,409	4,358	50	1,399	1,372	26
	社債	171,832	168,897	2,935	113,371	111,440	1,931
	その他	255,297	237,925	17,372	281,588	250,275	31,313
	小計	526,945	494,622	32,322	464,598	421,608	42,989
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,830	4,487	△657	2,465	3,261	△796
	債券	14,113	14,245	△131	94,505	97,228	△2,723
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	708	710	△1
	社債	14,113	14,245	△131	93,796	96,518	△2,722
	その他	26,821	27,931	△1,110	47,020	51,067	△4,047
	小計	44,764	46,665	△1,900	143,991	151,558	△7,566
	合計	571,710	541,287	30,422	608,589	573,166	35,422

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「社債」には、政府保証債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。
3. 「その他」には、外国証券、投資信託が含まれます。
4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、本表には含めておりません。

5. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

6. 当期中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	平成31年3月期			令和2年3月期		
	売却価額	売却益	売却損	売却価額	売却益	売却損
その他有価証券	406,648	3,127	942	533,597	2,967	1,444

7. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成31年3月期	令和2年3月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	144	144
組合出資金	75	73

金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引

(協金法施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引)
該当ありません。

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

	平成31年3月期		令和2年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	191,225	20.9	195,294	21.3
定期性預金	721,338	78.9	720,226	78.5
その他の預金	775	0.0	849	0.0
合計	913,339	100.0	916,370	100.0

(注) 「その他の預金」は別段預金、納税準備預金の合計です。

定期預金金利区分別残高

(単位:百万円、%)

	平成31年3月期		令和2年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	703,028	99.7	697,378	99.8
変動金利	1,424	0.2	1,293	0.1
合計	704,452	100.0	698,672	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円、%)

	平成31年3月期		令和2年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	102,525	34.6	99,827	32.1
変動金利	192,985	65.3	210,605	67.8
合計	295,510	100.0	310,433	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

	平成31年3月期		令和2年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
個人預金	691,592	75.2	694,417	75.1
法人預金	227,320	24.7	230,047	24.8
一般法人	169,225	18.4	182,881	19.7
金融機関	1,951	0.2	3,368	0.3
公金	56,143	6.1	43,797	4.7
合計	918,912	100.0	924,464	100.0

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	平成31年3月期		令和2年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	182,578	61.7	196,439	63.2
設備資金	112,931	38.2	113,993	36.7
合計	295,510	100.0	310,433	100.0

貸出金担保の種類別残高・債務保証見返額

(単位:百万円、%)

	貸出金残高				債務保証見返額			
	平成31年3月期		令和2年3月期		平成31年3月期		令和2年3月期	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	13,259	4.4	13,617	4.3	370	43.6	492	42.2
有価証券	60	0.0	54	0.0	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産	59,934	20.2	59,072	19.0	74	8.7	47	4.0
その他	4,672	1.5	3,190	1.0	—	—	—	—
小計	77,927	26.3	75,935	24.4	445	52.3	540	46.3
信用保証協会・信用保険	41,404	14.0	42,271	13.6	73	8.6	43	3.6
保証	104,334	35.3	109,327	35.2	199	23.4	262	22.4
信用	71,844	24.3	82,899	26.7	131	15.4	319	27.3
合計	295,510	100.0	310,433	100.0	849	100.0	1,165	100.0

貸出金業種別残高及び構成比

(単位:百万円、%)

	平成31年3月期		令和2年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	48,154	16.2	53,882	17.3
農業、林業	1,440	0.4	1,698	0.5
漁業	61	0.0	63	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	67	0.0	69	0.0
建設業	25,125	8.5	28,613	9.2
電気・ガス・熱供給・水道業	666	0.2	767	0.2
情報通信業	1,960	0.6	2,274	0.7
運輸業、郵便業	4,493	1.5	5,175	1.6
卸売業、小売業	25,842	8.7	27,049	8.7
金融業、保険業	190	0.0	162	0.0
不動産業	23,512	7.9	30,079	9.6
物品賃貸業	508	0.1	445	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	5,697	1.9	6,452	2.0
宿泊業	2,486	0.8	2,616	0.8
飲食業	5,152	1.7	5,889	1.8
生活関連サービス業、娯楽業	3,122	1.0	3,171	1.0
教育、学習支援業	1,587	0.5	1,892	0.6
医療、福祉	31,339	10.6	31,937	10.2
その他のサービス	10,113	3.4	11,695	3.7
その他の産業	219	0.0	197	0.0
小計	191,744	64.8	214,134	68.9
地方公共団体	33,497	11.3	27,522	8.8
個人(住宅・消費・納税資金等)	70,269	23.7	68,775	22.1
合計	295,510	100.0	310,433	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	平成31年3月期		令和2年3月期	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	3,922	1.3	3,431	1.1
手形貸付	20,907	7.3	19,893	6.7
証書貸付	221,977	78.0	222,301	75.8
当座貸越	37,727	13.2	47,466	16.1
合計	284,534	100.0	293,093	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

	平成31年3月期		令和2年3月期	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	20,382	31.6	19,643	31.0
住宅ローン	44,008	68.3	43,624	68.9
合計	64,390	100.0	63,268	100.0

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	平成31年3月期		令和2年3月期	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	198,183	31.0	166,575	25.4
地方債	4,596	0.7	3,192	0.4
社債	199,981	31.3	198,322	30.2
株式	8,307	1.3	4,588	0.7
その他	226,837	35.5	281,853	43.0
合計	637,906	100.0	654,532	100.0

(注) 1. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。

2. 「その他」には、外国証券、投資信託、組合出資金が含まれます。

商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

	平成31年3月期						令和2年3月期					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め ないもの	合計	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	19,032	76,471	19,530	79,616	—	194,651	5,020	84,043	33,335	46,072	—	168,472
地方債	1,999	1,290	1,119	—	—	4,409	—	881	1,227	—	—	2,108
社債	7,628	66,933	111,384	—	—	185,946	17,607	77,856	65,046	46,658	—	207,168
株式	—	—	—	—	6,596	6,596	—	—	—	—	4,069	4,069
その他	—	98,213	120,624	41,941	21,414	282,194	29,392	86,823	131,382	50,868	30,215	328,682
うち外国証券	—	97,079	72,521	41,941	—	211,542	29,392	86,823	86,134	50,590	—	252,940
合計	28,660	242,909	252,658	121,558	28,010	673,797	52,020	249,604	230,991	143,599	34,285	710,501

(注) 1. 「社債」には、政府保証債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。

2. 「その他」には、外国証券、投資信託、組合出資金が含まれます。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分			残 高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 $\{(B+C)/A \times 100\}$
破綻先債権	平成31年3月期		388 (0.13)	22	366	100.00
		部分直接償却を実施した場合	28 (0.00)	22	6	100.00
	令和 2 年3月期		518 (0.16)	150	368	100.00
		部分直接償却を実施した場合	163 (0.05)	150	13	100.00
延滞債権	平成31年3月期		7,785 (2.63)	3,871	3,284	91.90
		部分直接償却を実施した場合	6,314 (2.15)	3,871	1,813	90.02
	令和 2 年3月期		8,374 (2.69)	4,108	3,730	93.59
		部分直接償却を実施した場合	7,297 (2.36)	4,108	2,652	92.65
3か月以上 延滞債権	平成31年3月期		— (—)	—	—	—
		部分直接償却を実施した場合	— (—)	—	—	—
	令和 2 年3月期		— (—)	—	—	—
		部分直接償却を実施した場合	— (—)	—	—	—
貸出条件 緩和債権	平成31年3月期		215 (0.07)	159	14	80.77
		部分直接償却を実施した場合	215 (0.07)	159	14	80.77
	令和 2 年3月期		215 (0.06)	155	12	78.46
		部分直接償却を実施した場合	215 (0.06)	155	12	78.46
合計	平成31年3月期		8,389 (2.83)	4,052	3,664	91.99
		部分直接償却を実施した場合	6,558 (2.23)	4,052	1,834	89.76
	令和 2 年3月期		9,107 (2.93)	4,414	4,111	93.60
		部分直接償却を実施した場合	7,676 (2.48)	4,414	2,679	92.41

残高()内は、貸出金残高に占める比率

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分			残 高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D=B+C)	保全率 (D/A×100)	貸倒引当金比率 C/(A-B)×100
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	平成31年3月期		3,388(1.14)	1,353	2,035	3,388	100.00	100.00
		部分直接償却を実施した場合	1,549(0.52)	1,353	195	1,549	100.00	100.00
	令和 2 年3月期		2,980(0.95)	1,355	1,624	2,980	100.00	100.00
		部分直接償却を実施した場合	1,541(0.49)	1,355	185	1,541	100.00	100.00
危険債権	平成31年3月期		4,796(1.61)	2,542	1,623	4,166	86.86	72.05
		部分直接償却を実施した場合	4,796(1.62)	2,542	1,623	4,166	86.86	72.05
	令和 2 年3月期		5,932(1.90)	2,915	2,481	5,396	90.96	82.23
		部分直接償却を実施した場合	5,932(1.91)	2,915	2,481	5,396	90.96	82.23
要管理債権	平成31年3月期		215(0.07)	159	14	173	80.77	25.98
		部分直接償却を実施した場合	215(0.07)	159	14	173	80.77	25.98
	令和 2 年3月期		215(0.06)	155	12	168	78.46	21.83
		部分直接償却を実施した場合	215(0.06)	155	12	168	78.46	21.83
不良債権合計	平成31年3月期		8,400(2.83)	4,055	3,673	7,729	92.00	84.55
		部分直接償却を実施した場合	6,561(2.22)	4,055	1,834	5,889	89.76	73.20
	令和 2 年3月期		9,128(2.92)	4,427	4,118	8,546	93.61	87.60
		部分直接償却を実施した場合	7,689(2.47)	4,427	2,679	7,107	92.42	82.14
正常債権	平成31年3月期		288,151					
		部分直接償却を実施した場合	288,151					
	令和 2 年3月期		302,652					
		部分直接償却を実施した場合	302,652					
合計	平成31年3月期		296,551					
		部分直接償却を実施した場合	294,712					
	令和 2 年3月期		311,781					
		部分直接償却を実施した場合	310,342					

残高()内は、総与信残高に占める比率

○部分直接償却について

当組合は、部分直接償却を実施しておりません。部分直接償却を実施した場合は、表記のとおりとなります。

部分直接償却とは、自己査定により回収不可能又は無価値と判定された担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額(Ⅳ分類債権額)を取立不能見込額として、債権額から直接減額することです。

各区分ごとに参考数値を記載しております。

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本の額の主な内訳は、当組合自身が積み立てている利益剰余金のほか、組合員の皆さまからの出資金、一般貸倒引当金などです。

(単位:百万円)

発行主体	長野県信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,040

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで内部留保による資本の積み上げにより自己資本を充実させてまいりましたが、令和2年3月期は、当期純利益45億1百万円の積み上げにより自己資本は更に充実しました。

自己資本比率に関しては、自己資本額の増加は図られたものの、貸出金残高等の増加に伴いリスク・アセットが増加したため、前期比0.71ポイント低下の16.59%となりました。しかしながら、当組合の自己資本比率は、国内基準の4%はもとより、国際基準の8%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性は十分確保できているものと認識しております。引き続き、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる経営戦略に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益により内部留保として積み上げていくことを当組合の基本方針としてまいります。

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	平成31年3月期	令和2年3月期
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	68,695	73,180
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,046	1,040
うち、利益剰余金の額	67,660	72,151
うち、外部流出予定額(△)	10	10
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	580	946
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	580	946
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	69,276	74,127
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	531	640
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	531	640
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	531	640
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	68,744	73,486
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	370,066	413,921
資産(オン・バランス)項目	365,969	412,272
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	4,096	1,648
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—

(前ページより続く)

オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	27,201	28,950
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	397,267	442,871
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(二))	17.30%	16.59%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。
なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

			平成31年3月期		令和2年3月期	
			リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
ポートフォリオごとのエクスポージャーの額	(I)ソブリン向け		9,020	360	13,026	521
	(II)金融機関向け		20,175	807	20,555	822
	(III)法人等向け		196,436	7,857	224,736	8,989
	(IV)中小企業等・個人向け		60,236	2,409	63,591	2,543
	(V)抵当権付住宅ローン		4,796	191	4,724	188
	(VI)不動産取得等事業向け		11,979	479	12,312	492
	(VII)三月以上延滞等		177	7	115	4
	(VIII)取立未済手形		9	0	6	0
	(IX)信用保証協会等による保証付		3,065	122	3,175	127
	(X)出資等		25,048	1,001	37,187	1,487
	出資等のエクスポージャー		25,048	1,001	37,187	1,487
	重要な出資のエクスポージャー		—	—	—	—
	(XI)他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するものの以外 のものに係るエクスポージャー		—	—	—	—
	(XII)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に 算入されなかった部分に係るエクスポージャー		1,900	76	1,900	76
	(XIII)上記以外		32,075	1,283	30,220	1,208
	小計		364,921	14,596	411,554	16,462
	証券化エクスポージャー		1,450	58	1,459	58
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		3,694	147	907	36
	ルックスルー方式		3,694	147	907	36
	マンドート方式		—	—	—	—
	蓋然性方式 (250%)		—	—	—	—
	蓋然性方式 (400%)		—	—	—	—
	フォールバック方式 (1250%)		—	—	—	—
ア.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計			370,066	14,802	413,921	16,556
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	—	—
	うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリス ク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	—	—
	うち、CVAリスク相当額を8%で除して得た額		—	—	—	—
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—
			—	—	—	—
イ.オペレーショナル・リスク			27,201	1,088	28,950	1,158
ウ.単体総所要自己資本額(ア+イ)			397,267	15,890	442,871	17,714

- (注) 1. 当組合は、信用リスク・アセットの算出に標準的手法を採用しております。
2. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）及びオフ・バランス取引並びに派生商品取引の与信相当額です。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
5. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
6. 「上記以外」には、土地・建物、繰延税金資産、貸出金の残高が1億円を超える個人及び法人の代表者とその家族等の信用リスク・アセットを含みます。
7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

〇オペレーショナル・リスクについて

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

バーゼル銀行監督委員会では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、又は外生的事象に起因する損失に係るリスク」と定義しております。当組合では、オペレーショナル・リスクについて事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと認識しております。

リスクの計測に関しては、当面基礎的手法を採用することとします。

また、オペレーショナル・リスクに関しては、他のリスクとともに、定期的及び必要に応じて常務会及び理事会に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

1. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分		信用リスクエクスポージャー期末残高												三月以上 延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引		債券		株式				その他					
	国内	国外			国内	国外	国内	国外								
	平成31年3月期	令和2年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期
製造業	95,402	132,535	48,179	53,933	44,212	76,981	—	—	3,010	1,621	—	—	—	—	80	69
農業、林業	1,758	2,052	1,444	1,701	238	238	—	—	74	111	—	—	—	—	—	—
漁業	61	63	61	63	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	67	69	67	69	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	27,811	31,988	25,448	29,055	2,300	2,901	—	—	62	31	—	—	—	—	150	84
電気・ガス・熱供給・水道業	48,127	38,585	701	828	47,402	37,743	—	—	23	13	—	—	—	—	—	—
情報通信業	19,150	25,871	1,961	2,274	15,768	23,059	—	—	1,421	536	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	19,800	18,754	4,569	5,230	15,230	13,524	—	—	—	0	—	—	—	—	19	19
卸売業、小売業	45,323	43,928	25,848	27,056	19,042	16,456	—	—	431	416	—	—	—	—	47	2
金融業、保険業	129,580	142,201	190	162	23,239	22,541	45,101	65,130	1,222	1,369	—	—	59,825	52,999	—	—
不動産業	37,648	44,116	23,520	30,087	14,124	14,025	—	—	3	3	—	—	—	—	272	180
物品賃貸業	508	445	508	445	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門技術サービス業	5,780	6,537	5,699	6,454	—	—	—	—	80	83	—	—	—	—	8	1
宿泊業	2,486	2,616	2,486	2,616	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	266	266
飲食業	5,163	5,899	5,163	5,899	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39	44
生活関連サービス業、娯楽業	3,423	3,271	3,123	3,271	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	1,587	1,892	1,587	1,892	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	31,356	31,950	31,356	31,950	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	11,489	12,757	10,167	11,735	1,301	1,000	—	—	21	21	—	—	—	—	9	—
国・地方公共団体等	376,812	347,746	33,511	27,533	188,802	162,010	154,498	158,203	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	70,387	68,891	70,387	68,891	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	264	223
その他	112,431	111,168	19,505	4,961	—	—	—	—	18,687	32,970	—	—	74,237	73,237	—	—
業種別合計	1,046,161	1,073,347	315,492	316,116	371,964	370,482	199,599	223,333	25,039	37,178	—	—	134,063	126,236	1,158	892
1年以下	76,263	100,124	47,626	49,022	28,637	22,678	—	28,423	—	—	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下	104,168	119,864	22,677	23,804	42,759	78,924	38,731	17,135	—	—	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下	191,969	208,426	38,071	43,129	101,253	103,932	52,644	61,364	—	—	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	141,762	117,197	35,748	31,503	63,784	34,455	42,228	51,238	—	—	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	124,116	146,048	29,752	30,052	65,860	86,629	28,503	29,367	—	—	—	—	—	—	—	—
10年超	182,760	157,184	75,598	77,518	69,669	43,862	37,492	35,803	—	—	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	225,121	224,500	66,017	61,085	—	—	—	—	25,039	37,178	—	—	134,063	126,236	—	—
残存期間別合計	1,046,161	1,073,347	315,492	316,116	371,964	370,482	199,599	223,333	25,039	37,178	—	—	134,063	126,236	—	—

- （注）1. デリバティブ取引はありません。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 業種区分の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産等です。
4. 残存期間別の「期間の定めのないもの」は、期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、期間の定めのないもののほか、現金、固定資産等です。
5. 信用リスクエクスポージャー期末残高の「その他」は、固定資産、預け金等の資産です。
6. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、債券、株式以外は「地域別」の区分を省略しております。
7. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
8. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	平成31年3月期		令和2年3月期	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
一般貸倒引当金	580	△ 276	946	365
個別貸倒引当金	3,670	44	4,116	446
合計	4,250	△ 231	5,062	811

- （注）1. 一般貸倒引当金は、次のとおり計上しております。
- 自己査定による正常先・要注意先（除く要管理先）につきましては、過去の貸倒実績率に基づき予想損失額の1年分、要管理先については過去の貸倒実績率に基づき予想損失額の3年分を引き当てております。
2. 個別貸倒引当金は、次のとおり計上しております。
- （1）自己査定による破綻先及び実質破綻先につきましては、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額（以下「非保全額」といいます。）を引き当てております。
- （2）自己査定による破綻懸念先につきましては、非保全額に対して過去の貸倒実績率に基づき、予想損失額の3年分を引き当てております。なお、貸倒実績率は、非保全額を上回る毀損額が発生した場合には、毀損額全額を算定の根拠としております。
- また、非保全額が3千万円以上（平成31年3月期までは5千万円以上）となる債務者につきましては、非保全額からキャッシュ・フローによる回収見込額を控除した残額を引き当てております。
3. 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。
4. 貸倒引当金については、監査法人の監査を受けるなど、適切な計上に努めております。

3. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 (単位:百万円)

	個別貸倒引当金			貸出金償却	
	平成31年3月期	令和2年3月期	当期増減	平成31年3月期	令和2年3月期
製造業	939	637	△301	—	—
農業、林業	9	9	△0	—	—
漁業	—	4	4	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	238	171	△66	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	11	37	26	—	—
運輸業、郵便業	42	253	211	—	—
卸売業、小売業	467	145	△322	—	—
金融業、保険業	6	6	△0	—	—
不動産業	568	545	△22	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	19	5	△13	—	—
宿泊業	371	370	△1	—	—
飲食業	106	129	22	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	219	222	3	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—
医療、福祉	59	902	843	—	—
その他のサービス	68	62	△5	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—
個人	532	602	70	5	—
その他	10	10	△0	—	—
合計	3,670	4,116	446	5	—

(注) 1. 「その他」は、当組合が保有するゴルフ会員権に対する個別貸倒引当金です。
2. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
3. 業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

○信用リスク管理の方針及び手続の概要について

43頁に掲載の「信用リスク」及び「市場リスク」を参照願います。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、信用リスク管理の基本的な方針や手続等を明示した「リスク管理方針」に則った「信用リスク管理要綱」及び「市場リスク管理要綱」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促しております。

○リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関について

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の2つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・(株)格付投資情報センター (R&I) ・(株)日本格付研究所 (JCR)

証券化エクスポージャーに関する事項

1. オリジネーターの場合

(1) 原資産の合計額等 (単位:百万円)

	原資産の額			
	資産譲渡型証券化取引		合成型商品化取引	
	平成31年3月期	令和2年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期
法人等向けローン	—	—	3,132	1,859

(2) 3か月以上延滞エクスポージャーの額等

(原資産を構成するエクスポージャーに限る)

該当ありません。

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な

資産の種類別の内訳

該当ありません。

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略 (単位:百万円)

	平成31年3月期	令和2年3月期
当期に証券化取引を行った	3,132	1,859
エクスポージャーの額	法人等向けローン	3,132
		1,859

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(a) 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	平成31年3月期	令和2年3月期
証券化エクスポージャーの額	142	142
法人等向けローン	142	142

(b) 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

2. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません

4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成31年3月期		令和2年3月期	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	—	408,940	—	385,729
10%	—	38,104	—	37,703
20%	15,928	144,028	6,715	165,943
35%	—	12,796	—	12,721
50%	114,311	11,919	129,269	11,292
75%	—	72,023	—	76,982
100%	52,922	169,343	63,773	175,380
150%	—	49	—	43
250%	—	1,944	—	2,187
1250%	—	116	—	116
その他	—	3,732	—	5,487
自己資本控除	—	—	—	—
合計	183,162	862,998	199,759	873,588

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. その他は、リスク・ウェイト区分のエクスポージャーが僅少である場合、及び個別貸倒引当金・偶発損失引当金を集計しております。
4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー (経過措置不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び必要自己資本の額等

(a) 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成31年3月期		令和2年3月期		平成31年3月期		令和2年3月期	
	オンバラ ンス取引	オフバラ ンス取引	オンバラ ンス取引	オフバラ ンス取引	オンバラ ンス取引	オフバラ ンス取引	オンバラ ンス取引	オフバラ ンス取引
20%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	142	—	142	—	142	—	142	—
法人等向けローン	142	—	142	—	142	—	142	—

(注) 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×8%

(b) 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

(8) 1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

((7)参照)

(9) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

該当ありません。

(11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイト区分ごとの内訳

該当ありません。

○証券化エクスポージャーに関する事項について

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権等について、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化を図ることです。当組合は、地元中小企業の皆さまの資金調達方法の多様化に応じるため、オリジネーターとして日本政策金融公庫CLOを有しております。これが証券化エクスポージャーに該当します。

ただし、証券化本来の目的である保有資産の流動化とは性格の異なるものであり、取り上げ基準やリスク管理については、貸出金と同様の方法で管理しております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理は、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称

- ・(株)格付投資情報センター (R&I)
- ・(株)日本格付研究所 (JCR)

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合では、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要について

信用リスクの削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では融資の採り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から総合的に可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資採り上げ姿勢に努めております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等があり、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等があります。その手続については、当組合が定める「事務取扱規程」等により適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自組合預金積金、保証として国、地方公共団体、適格信用格付業者が付与している格付により判定した優良保証会社の保証が挙げられます。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合があります。この預金相殺についても、信用リスクの削減策の一つに挙げられており、その際には当組合が定める「事務取扱規程」や各種約定等に基づき法的に有効である旨を確認のうえ、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	平成31年3月期		令和2年3月期	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
ポートフォリオ				
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	15,592	21,620	15,099	25,138
(I) ソブリン向け	—	2,372	—	7,974
(II) 金融機関向け	—	—	—	—
(III) 法人等向け	2,639	578	2,628	332
(IV) 中小企業等・個人向け	11,491	15,254	10,749	13,931
(V) 抵当権付住宅ローン	144	3,168	122	2,714
(VI) 不動産取得等事業向け	509	20	568	12
(VII) 三月以上延滞等	10	76	—	24
(VIII) 信用保証協会等による保証付	225	—	156	—
(IX) 上記以外	572	148	874	149

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
3. 「上記以外」には、貸出金の残高が1億円を超える、個人及び法人の代表者とその家族等を含みます。

出資等エクスポージャーに関する事項

1. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区分		取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち	
					益	損
上場株式等	平成31年3月期	24,895	26,246	1,351	2,413	1,061
	令和2年3月期	37,033	33,371	△ 3,662	657	4,320
非上場株式等	平成31年3月期	2,128	2,128	—	—	—
	令和2年3月期	2,127	2,127	—	—	—
合計	平成31年3月期	27,023	28,375	1,351	2,413	1,061
	令和2年3月期	39,160	35,498	△ 3,662	657	4,320

(注) 出資等エクスポージャーに該当する売買目的及び満期保有目的の有価証券はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当ありません。

3. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却額	売却益	売却損	株式等償却
出資等エクスポージャー	平成31年3月期	11,800	512	735	23
	令和2年3月期	10,316	227	193	15

○出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要について

出資等エクスポージャーとは、株式等エクスポージャー及び出資その他これに類するエクスポージャーのことであり、上場株式、非上場株式、出資金、組合出資金が該当します。

そのうち、上場株式等にかかるリスクについては、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況について定期的にALM委員会に諮り、常務会に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」及び当組合が定める「決算経理基準」等に従い適正な処理を行っております。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	平成31年3月期	令和2年3月期
ルックスルー方式	3,694	1,097
マンドート方式	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—

金利リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを指します。当組合においては、定期的に金利リスクを算定し、ALM委員会で協議検討をするとともに常務会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

現状においては、内部管理基準に基づく、金利リスクを含めた信用リスク、価格変動リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスクは、そのリスク量合計が、自己資本の額から所要自己資本額(リスク・アセットの額×4%)を控除した範囲内に十分収まっていることを前提とするリスク・コントロールを行っております。また、金利リスクについては、収益確保のために一定のリスクを取りながら、これを適切にコントロールしていくべきものと認識しております。

銀行勘定の金利リスク

(1) リスク算定手法の概要

	ΔEVE	ΔNII
手法	- 金利満期ラダーを使用し、将来発生するキャッシュフローを対象として、IRRBBに基づく金利ショックを与えた場合の現在価値の変化額(経済価値の低下)を金利リスクとして計測します。 - キャッシュフロー生成にあたり、行動オプション及びコア預金は内部モデルを採用しています。 - ディスカウントファクターは、通貨ごとに生成しています。 - ΔEVEが正となる通貨のみを単純合算しています。	- 金利満期ラダーを使用し、ボリウムを一定として、IRRBBに基づく金利ショックを与えた場合の先行き12か月間の期間収益の変化額を金利リスクとして計測します。 - キャッシュフロー生成にあたり、行動オプション及びコア預金は内部モデルを採用しています。 - ΔNIIの符号に関係なく通貨ごとのΔNIIを単純合算しています。
ストレスシナリオ	IRRBBが指定した6シナリオ(上方パラレル/下方パラレル/スティープ化/フラット化/短期金利上昇/短期金利低下)の金利ショックを与えて算出します。	IRRBBが指定した2シナリオ(上方パラレル/下方パラレル)の金利ショックを与えて算出します。
通貨・金利ショック幅	日本円:100bp、米ドル:200bp、その他:IRRBBに準ずる	
金利感応資産	貸出金・有価証券(国債、地方債、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、外国債等)・預け金	
金利感応負債	預金積金・借入金	
コア預金	- コア預金の対象は、当座預金、普通預金とします。 - 行動オプション性の考慮にあたって、内部モデルを使用しています。 - コア預金の重要性の判断は流動性預金に占める割合、商品の特性等を考慮し、納税準備預金、別段預金、通知預金、貯蓄預金を除く上記2科目について計測対象とします。 (コア預金の内部モデルの概要) - 内部モデルは時系列モデルを採用し、説明変数として預金残高・市場金利を用いたVaRモデルを採用しています。 - コア預金を算出するために求められる安定性については、過去の追随率、及び過去の流出実績に基づく信頼区間99%の下方ストレスを乗じたものを採用しています。 - 計測に当たってのプール分けはIRRBBに基づき、リテール/ホールセール、粘着性に基づき区分けしています。	
リスク計測の頻度	月次(前月末基準)	

(2) 金利リスク

(単位:百万円)

	ΔEVE		ΔNII	
	平成31年3月期	令和2年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期
上方パラレル	42,805	44,756		1,615
下方パラレル	—	—		2,094
スティープ化	14,208	14,464		
フラット化	—	—		
短期金利上昇	21,812	14,041		
短期金利低下	—	—		
最大値	42,805	44,756		
自己資本の額	68,744	73,486		

(注)「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、令和2年3月期からΔNIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期分のみを開示しております。

中小企業（小規模事業者を含む。以下同じ）の経営支援に関する取組み方針

けんしんBANKは地域金融機関として健全かつ適切な運営に配慮しつつ、積極的な金融仲介機能を発揮し、地域経済の活性化に貢献いたします。

1. 取引先企業等の事業内容や成長可能性などを適切に評価（事業性評価）し、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援する取組みを推進します。
2. 取引先企業等とのコミュニケーションを密にし、事業性評価に基づく経営課題を把握したうえで、各企業のライフステージに応じた適切なソリューションの提案に取り組みます。
3. 経営改善計画の策定を支援し取引先企業等の経営改善に取り組みます。
4. 外部専門家・機関等と連携を図り、企業の経営改善・再生に取り組みます。また、各種経営改善支援ツールの充実（外部専門家・機関等との業務連携等）を図ります。
5. 取引先企業等の経営改善、事業再生や育成・成長へつなげるための金融仲介機能の発揮に努めます。
6. 「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証に依らない融資の取組みや、担保・保証に必要以上に依存しない融資の推進による、取引先企業との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めます。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

お客さまの創業支援に始まり、経営支援、事業再生、事業承継、M&A（企業の合併及び買収）に至るまで、取引先企業等の経営改善・支援を一層強化するため、外部専門家・機関等との連携強化による各種支援ツールを充実させて、コンサルティング機能の一層の発揮を図っています。

令和元年12月には、中小企業等に対する産業人材の育成及び高齢者・障害者・求職者雇用の支援を充実させるため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部と連携協定を締結しました。また、令和2年3月には、知財金融（知的財産に着目した、中小企業等の本業支援や融資を含む経営支援）を一層促進させるため、日本弁理士会東海会と連携協定を締結しました。

特に知財金融への取組みについては、今年度の重点施策として位置付け、特許庁や関東経済産業局が実施する事業を活用しながら、中小企業等の知的財産（知的財産権、ノウハウ、ブランド等の強み）の「見える化」「磨き上げ」に関する支援を積極的に行うとともに、職員の知的財産を切り口とした本業支援の提案手法についてレベルアップを図りました。

加えて、経営支援の一環として、各種セミナーの開催に積極的に取り組みました。中小企業の働き方改革等に係る「経営者向けセミナー」を県内各地で開催したほか、飲食業者等を対象としたセミナーを長野市及び松本市で開催しました。また、今期連携協定の締結を行った日本弁理士会東海会との共催により「日本弁理士会絆プロジェクト」として全国初の取組み内容となる「知的財産セミナーイベント2019」を長野市にて開催しました。

中小企業等の海外展開・進出を支援する国際業務支援では、令和元年9月より外国為替業務や海外赴任の経験があり、国際業務に関する専門的知識や経験を有する職員を新たに専任者として配置し、海外業務における中小企業等の経営課題に対し適切な支援やアドバイスを提供できるよう一層の体制整備を図りました。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

令和元年度は、11先に対して「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」（405事業）を利用した経営改善計画の策定支援に取り組み、取引先企業の費用的な負担を軽減して実効性が高い経営改善計画の策定を支援しています。

専門家派遣支援としては、中小企業庁の専門家派遣事業（ミラサポ）により27先に対して課題解決に取り組みました。また、「長野県よろず支援拠点」については、56先に対してコーディネーター派遣を利用しました。

事業承継支援に関しては、連携しているTKC関東信越会長野支部のほか、長野県事業承継ネットワークや長野県事業引継ぎ支援センターを有効に活用するとともに、M&Aの専門機関である株式会社ストライクや株式会社トランビといった外部専門家や専門機関を積極的に活用しています。令和元年7月には、取引先等の事業承継支援の取組みのひとつとして、業務連携している株式会社エフアンドエム（連携先）との共催により「未来へつなぐ経営」と題したフォーラムを開催しました。当組合の理事長をはじめ、株式会社トランビ（連携先）の代表取締役、実際に事業を引き継いだ経営者などの講演により、180名余の参加者を得て開催することができました。参加者に対しては、持続可能な経営や事業承継に対する「気づき」を促すことができたことと認識しています。

当組合独自の地域特化クラウドファンディングサイト「Show Boat」においては、令和元年度中に7件のプロジェクトを立ち上げ、うち6件が目標金額を達成しました。引き続き取引先企業等の自社製品のブランディングや販路開拓、マーケティングの手法として有効に活用していきます。

なお、経済活動に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症への対応については、その影響拡大を踏まえ、取引先事業者に対する資金繰り等の支援を適切に実施できる態勢を構築し、迅速な支援に取り組みました。当組合では、引き続き当該感染症の影響を受けた、又は受ける可能性がある取引先事業者等に対する支援を、積極的かつ柔軟に行っていきます。

地域の活性化（地方創生）に関する取組み状況

平成30年11月には当組合独自の「SDGs宣言」を行いました。中小企業等がビジネスを通じて社会課題解決（SDGs達成）に向けた取組みを行うことは、当該中小企業等の企業価値向上にとどまらず、地域の活性化に繋がるものであると考えています。

持続可能な地域経済の発展に寄与するため、取引先事業者に対して経済産業省が選定する「地域未来牽引企業」への推薦を図ったほか、長野県が実施する「長野県SDGs推進企業登録制度」への登録を積極的に促し、その登録申請支援にも取り組みました。当組合では、地域においてSDGsに取組む企業を積極的に支援していきます。

地域に壊滅的な被害をもたらした令和元年東日本台風に際しては、その復旧・復興を支援するため、いち早くクラウドファンディングサイト「Show Boat」を活用した募金プロジェクトを立ち上げました。1か月の募集期間で全国各地のプロジェクトに賛同いただいた299名の方から971,000円の支援が寄せられました。その後、災害支援金は支援総額の全額を長野県に寄付させていただきました。

東京で開催された「2019しんくみ食のビジネスマッチング展」においては、取引先8社が商談会・物産展に出展する一方で、当組合も観光発信ブースを出展しました。令和元年度は、地方創生に係る連携協定を締結している長野市及び大町市と連携し、それぞれの地域の観光情報の発信を支援しました。当組合では、引き続き長野県の地域資源の発信を積極的に行っていきます。

金融仲介機能のベンチマーク

金融機関の金融仲介機能（融資業務など）に関して、金融機関の自己点検・評価、お客さまへの開示、金融庁との対話のための論点整理として金融機関が採るべき指標です。

共通ベンチマーク	全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するための指標
選択ベンチマーク	各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択する指標
独自ベンチマーク	金融機関が金融仲介機能の取組みを自己評価するうえで、より相応しい指標がある場合に独自に提供する指標

当組合がメインバンク（融資残高1位）となるお取引先のうち、経営指標（売上・営業利益率・労働生産性等）の改善や就業者数の増加が見られた先数（先数はグループベース）

共通ベンチマーク	平成31年3月期	令和2年3月期
メイン先数	2,507社	2,565社
メイン先の融資残高	904億円	958億円
経営指標等が改善した先数	1,737社	1,795社

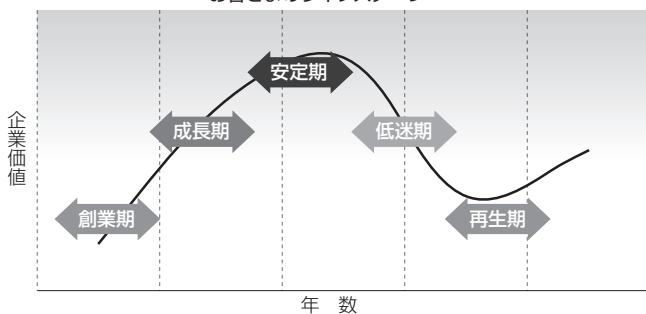
経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移

共通ベンチマーク	令和2年3月期	平成31年3月期	平成30年3月期
令和2年3月期(1,787社)	762億円	754億円	716億円

共通ベンチマーク	平成31年3月期	平成30年3月期	平成29年3月期
平成31年3月期(1,737社)	738億円	724億円	711億円

○お客さまのライフステージに適したお手伝い

お客さまのライフステージ



共通ベンチマーク	平成31年3月期	令和2年3月期
ライフステージ別の与信先数		
全与信先	14,287社	14,465社
創業期	507社	540社
成長期	359社	395社
安定期	4,482社	4,879社
低迷期	327社	340社
再生期	366社	500社

共通ベンチマーク	平成31年3月期	令和2年3月期
ライフステージ別の与信先に係る事業年度末の融資残高		
全与信先	1,924億円	2,151億円
創業期	98億円	109億円
成長期	200億円	180億円
安定期	1,338億円	1,501億円
低迷期	67億円	69億円
再生期	83億円	173億円

■ 創業期

共通ベンチマーク	平成31年3月期	令和2年3月期
当組合が関与した創業件数	60件	59件
当組合が関与した第二創業件数	—	—

選択ベンチマーク	平成31年3月期	令和2年3月期
①創業計画の策定支援	9社	22社
②創業期の取引先への融資		
プロパー	22社	23社
信用保証付き	40社	40社
③政府系金融機関や創業支援機関の紹介	4社	4社
④ベンチャー企業への助成金・融資・投資	—	—

■ 成長期 ■ 安定期

選択ベンチマーク	平成31年3月期	令和2年3月期
販路開拓支援を行った先数		
地元	25社	27社
地元外	9社	7社
海外	—	—

選択ベンチマーク	平成31年3月期	令和2年3月期
事業承継支援先数	42社	26社

■ 低迷期・再生期

共通ベンチマーク	平成31年3月期	令和2年3月期
当組合が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況		
条件変更総数	286社	303社
好調先	25社	31社
順調先	48社	39社
不調先	213社	233社

選択ベンチマーク	平成31年3月期	令和2年3月期
事業再生支援先におけるDES・DDS・債権放棄を行った先	先数	—
	実施金額	—
		8社
		4億円

■ 全てのライフステージ

独自ベンチマーク	平成31年3月期	令和2年3月期
お取引先の経営支援の取組みを進めるため、業務提携・連携している外部専門家・外部専門機関先数	累計	42先
	新規連携先	5先
		3先

選択ベンチマーク	平成31年3月期	令和2年3月期
外部専門家を活用して本業支援を行ったお取引先数	220社	217社

選択ベンチマーク	平成31年3月期	令和2年3月期
お取引先の本業支援に関連する研修実施回数	18回	26回
上記研修の参加者数	1,086人	1,026人
本業支援の趣旨に資する資格取得者数	16人	16人

選択ベンチマーク	平成31年3月期	令和2年3月期
ソリューション提案先数①	225社	219社
全取引先数②	14,663社	14,829社
①/②	1.5%	1.4%
ソリューション提案先の融資残高③	92億円	79億円
全取引先の融資残高④	1,924億円	2,151億円
③/④	4.8%	3.7%

選択ベンチマーク	平成31年3月期	令和2年3月期
お取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数	94社	78社

事業性評価の取組み

共通ベンチマーク	平成31年3月期	令和2年3月期
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数	733社	907社
上記与信先数の全与信先数に占める割合	5.1%	6.2%
事業性評価に基づく融資を行っている融資残高	440億円	515億円
上記与信先の融資残高の全与信先の融資残高に占める割合	22.8%	23.9%

選択ベンチマーク	平成31年3月期	令和2年3月期
全与信先数①	14,287社	14,465社
「経営者保証に関するガイドライン」の活用先数②	2,263社	2,306社
②/①	15.8%	15.9%

選択ベンチマーク	平成31年3月期	令和2年3月期
地元中小企業与信先数①	14,205社	14,379社
無担保融資先数②	7,719社	7,937社
②/①	54.3%	55.1%
地元中小企業向け融資残高③	1,750億円	1,915億円
無担保融資残高④	520億円	618億円
④/③	29.7%	32.3%

※「けんしんBANK Disclosure 2019.3」の数値を一部訂正しております。

※「金融仲介機能のベンチマーク」に関する具体的な取組みについては、12頁から16頁の「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための具体的な取組み状況の一例」をご参照願います。

お客さま本位の業務運営についての基本方針

長野県信用組合は、お客さまの資産形成や資産運用における業務において、「お客さま本位」の取組みを実践するため、「お客さま本位の業務運営についての基本方針」を策定いたしました。

お客さまのニーズや利益に真に合う金融商品・サービスをご提供するために、この方針を全役職員で共有・実践し、定期的に検証・見直しを行ってまいります。

1. お客さまのニーズやライフプランに最も適した金融商品の提供と商品ラインアップの充実

- (1) お客さまの金融知識・経験・財産の状況を踏まえ、お客さまの最善の利益を追求した最適な金融商品・サービスのご提案に努めます。
- (2) お客さまのニーズやお取引目的に応じて、適切にお選びいただけるよう高品質な商品ラインアップの充実に努めます。
- (3) お客さまの立場に立った金融商品・サービスのご提案を行うために、研修等を通じて、職員のコンサルティング力の向上に努めます。

2. 利益相反の適切な管理

お取引にあたっては、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反の適切な管理に努めます。

3. お客さま本位の情報提供と分かりやすい説明

- (1) 金融商品・サービスのご提案にあたっては、商品の特長、リスクなどの情報をご理解いただけるよう分かりやすい説明に努めます。
- (2) 金融知識・投資経験の浅いお客さまや高齢のお客さまへは、ご提案する金融商品・サービスが適切なものか慎重に判断し、より丁寧な説明に努めます。
- (3) お客さまにご負担いただく手数料やその他の費用について、ご納得いただけるよう明確な説明に努めます。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための態勢整備と人材育成

- (1) お客さまの利益を第一に考えた営業活動を実践するために、各種研修の受講や資格の取得を通じて、金融商品知識の向上に努めます。
- (2) お客さま本位の営業活動を評価するために、評価のあり方を定期的に見直します。

「お客さま本位の業務運営」に関する成果指標（KPI）

1. 投資信託商品ラインアップ

（令和2年3月31日現在）

投資対象		商品数	構成比
債 券	国内	2商品	6.1%
	内外	1商品	3.0%
	海外	8商品	24.3%
株 式	国内	7商品	21.2%
	内外	3商品	9.1%
	海外	1商品	3.0%
不動産(REIT)	国内	1商品	3.0%
	内外	1商品	3.0%
	海外	2商品	6.1%
バランス	内外	7商品	21.2%
合計		33商品	100.0%

※つみたてNISA対象商品を含みます。

2. 投資信託販売額上位5商品（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

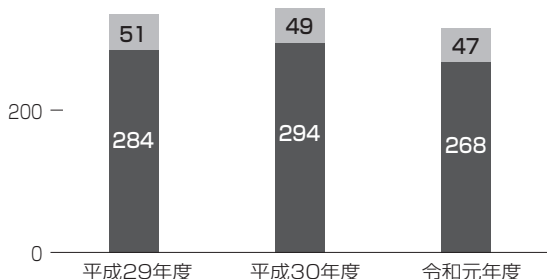
順位	商品名	運用会社
1	MHAM J-REITインデックスファンド（毎月決算型）	アセットマネジメントOne株式会社
2	ダイワ日本国債ファンド（毎月分配型）	大和証券投資信託委託株式会社※
3	インデックスファンド225	日興アセットマネジメント株式会社
4	ダイワ・US-REIT・オープン（毎月決算型） Bコース（為替ヘッジなし）	大和証券投資信託委託株式会社※
5	ダイワ日本国債ファンド（年1回決算型）	大和証券投資信託委託株式会社※

※大和証券投資信託委託株式会社は、令和2年4月1日付で商号が「大和アセットマネジメント株式会社」に変更となっています。

3. 投資信託残高の推移

（百万円）

400 -



4. 投資信託アフターフォロー率

（令和2年3月31日現在）

	対象顧客	実施人数	実施率
定期的なアフターフォロー	410人	410人	100%
基準価額5%以上下落時のアフターフォロー	223人	223人	100%

5. NISA(ジュニアNISA含む)稼働口座数及びつみたてNISA口座数

（令和2年3月31日現在）

NISA(ジュニアNISA含む)稼働口座数	169口座
つみたてNISA口座数	15口座

6. 保険商品ラインアップ

（令和2年3月31日現在）

保険種類	商品数
生命保険商品	
がん保険	2商品
医療保険	1商品
個人年金	1商品
損害保険商品	
個人用火災総合保険	4商品
預金者団体保険	1商品

7. NISA・iDeCoに関する職員向け研修実施回数

（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

実施回数	3回
------	----

8. FP資格保有者数

（令和2年3月31日現在）

資格名	資格保有者数
FP1級	12人
FP2級	259人
FP3級	212人
合計	483人

地域貢献に関するけんしんの経営姿勢

当組合は、地域貢献に関して経営理念に次のとおり定めております。
『金融業務の健全性・適切性を確保し、信用の維持・向上に取り組み、もって地域社会の発展に貢献する。』

地域密着型金融に関する取組み

○地域密着型金融の推進に関する基本的な方針

地域密着型金融の本質は、金融機関が長期的な取引関係により得られた情報を基に、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益向上を図ることにあります。そのために、地域の経済・産業を支えながら、地域とともに自らも成長・発展していくという「好循環」の実現に向けた取組みを強化することが必要です。

当組合は、地域密着型金融の本質及び経営理念を踏まえ、地域経済への貢献及び健全性の確保並びに収益の向上が並行して図られるよう、地域密着型金融に関する取組みを引き続き実施します。また、地域密着型金融の恒久的な取組み方針及び地域貢献の状況並びに各種施策の進捗状況については、積極的に情報開示・公表する予定です。

○具体的な取組みの重点事項

【重点事項】

1. 取引先企業の事業内容や成長可能性などの評価（事業性評価）に基づいた融資や、ライフステージに応じた解決策の検討・提案、必要な支援の実行（中小企業に適した資金供給手法の徹底、成長可能性を重視した新規融資の取組みの促進）
2. コンサルティング機能の発揮による取引先企業の経営改善・支援の一層の強化
3. 持続可能な地域経済への貢献

○地域密着型金融の取組み実績（主要計数等）

1. 中小企業に適した資金供給手法の徹底、成長可能性を重視した新規融資の取組みの促進

新規融資の獲得実績

（令和2年3月31日現在）

	件数	金額
創業・新事業支援融資	37件	218百万円
けんしんBANK地方創生ローン	409件	7,451百万円
けんしん地方創生応援ローン	41件	211百万円
けんしん中小企業会計活用ローン	—	—
債権譲渡担保融資（流動資産担保融資）	3件	29百万円

（注）1. 「債権譲渡担保融資」は、リース債権及びクレジット債権を担保とした融資を除きます。

2. 「債権譲渡担保融資」の残高は、当組合とお客さまとの間の直接の貸出契約であり、SPCや信託銀行を経由した取引は含んでおりません。

2. コンサルティング機能の発揮による取引先企業の経営改善・支援の一層の強化

経営改善支援等の取組み実績

（令和2年3月31日現在）

期初債務者数 A	うち 経営改善支援取組み先数（ α ）	α のうち期末に債務者区分が ランクアップした先数（ β ）	α のうち期末に債務者区分が 変化しなかった先数（ γ ）	α のうち再生計画を 策定した先数（ δ ）	経営改善支援 取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
3,189先	299先	13先	274先	188先	9.38%	4.35%	62.88%

（注）1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は令和元年度開始時の債務者数です。

3. 経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4. 「 α （アルファ）」のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β （ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。

なお、経営改善支援取組み先で期中に返済した債務者は α には含みますが β には含んでおりません。

5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ （ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ （デルタ）」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、当組合独自の再生計画策定先、外部専門家・機関等による再生計画策定先の合計先数です。

なお、 δ のうち当期中に再生計画を策定した先数は33先となっています。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表には含んでおりません。

3. 持続可能な地域経済への貢献

企業の海外展開に係る支援

取引先事業者に対する支援機能の一層の充実を目指し、令和元年6月21日の組織改正により、従来の国際業務支援部を経営支援部に統合しました。また、令和元年9月より海外経験豊富な専担者を配置し、よりきめの細かい支援体制を整えました。経営支援部では、国際業務支援専担者、シンガポール駐在員事務所を活用し、取引先事業者の海外進出・展開、及び東南アジアの金融・経済などの情報収集・提供や資金面でのニーズを国内外からシームレスにサポートすることにより、地域経済の活性化に貢献しています。

医療関連事業分野の融資推進

医療関連事業分野（医療、介護福祉、及びそれらに関連する事業）の専門部署である医療経営部では、地域に密着した事業展開においてこの分野に寄せられる社会的な期待の高まりの重要性に鑑み、地域ごとに担当者を配置し、営業店と一体となった融資推進活動を展開するとともに、コンサルティング機能の充実に向けた活動に取り組んでいます。

融資を通じた地域貢献

貸出先数・金額

(令和2年3月31日現在)

	貸出先数	金額
法人	4,747先	187,401百万円
個人事業主	9,762先	26,619百万円
(事業先合計)	14,509先	214,021百万円
個人	111,735先	68,889百万円
地方公共団体	55先	27,522百万円
合計	126,299先	310,433百万円

(令和2年3月31日現在)

	件数	金額
消費者ローン	26,539件	19,643百万円
住宅ローン	3,772件	43,624百万円
合計	30,311件	63,268百万円

地方自治体の中小企業向け制度資金の取扱状況

(令和2年3月31日現在)

	件数	金額
県制度資金	638件	2,797百万円
市町村制度資金	1,467件	4,300百万円
合計	2,105件	7,097百万円

地域へのサービス

顧客の組織化とその活動状況

●サークル会

支店ごとに講演会・経営研究会・年金友の会等の開催を通じて、地域内顧客間の交流を深めております。

情報提供活動

●インターネットによる情報提供

当組合のホームページに各種預金・融資の商品概要、及び四半期の経営状況などを掲載しております。

●各種パンフレットの配布

けんしんBANKの主なサービスをわかりやすくご紹介した「けんしんサービスカタログ」、企業・事業者のみなさまに経営支援メニューをわかりやすく総合的にまとめた「ビジネスソリューションのご提案」のほか、取扱商品・サービス等のパンフレットをお客さまに配布し、情報提供に努めております。

各種相談会の開催及び相談窓口の設置

●年金相談会

各支店の窓口等において、お客さまから年金相談をお受けするほか、更に専門的な年金相談の希望がある場合は、本部の社会保険労務士がご相談をお受けしております。

●いろいろ相談会

平日の営業時間中に窓口へご来店できないお客さまからの各種ローン、年金、資産運用及び相続等の業務全般に関するご相談をお受けするため、毎週木曜日（休日を除く）の午後3時から午後7時まで、営業時間を延長し、「いろいろ相談会」を開催しております。

●相続・贈与に関する相談会〈相続相談会〉

司法書士による、相続・贈与に関するお客さまからのご相談を広くお受けしております。（開催日、開催場所はその都度お知らせしております。）

●住宅ローン相談ダイヤル・年金ふれ愛ダイヤル

平日の午前9時から午後5時まで、フリーダイヤルでご相談をお受けしております。

●相談ご予約サービス

けんしんBANKのホームページ、スマホ向けアプリケーション「スマホ窓口」からご相談の来店予約ができるサービスです。

顧客利便性の提供

●キャッシュカードのご入金・お引出し手数料無料（けんしんBANK ATM・セブン銀行ATM）

具体的な取扱内容は、48頁の「ATMの営業のご案内」をご参照願います。

●全自動貸金庫365日営業

具体的な取扱店は、48頁の「貸金庫」をご参照願います。

●24時間365日即時振込サービス

●ネットバンキングサービス

●ATM通帳繰越サービス

●キャッシュカードの被害防止対策

●スマホ向けアプリケーション「スマホ窓口」

●Tポイントサービス

●遺言代用信託商品「しんくみ相続信託」

●SBI証券との提携による金融商品仲介業サービス

●長野証券との提携による顧客紹介

●障がいをお持ちのお客さまに配慮した取組み

●でんさいネットサービス

文化的・社会的貢献活動

ボランティア活動

地域密着及び地域貢献等により、ボランティア活動を実施しております。取組内容は、地域の道路・河川・商店街・公園等の清掃、店周道路にフラワーボットなどを置く美化活動、献血などです。

営業店ギャラリーの開放

8支店にギャラリーを併設し、地元の皆さまを中心とする各種展覧会など文化活動の発表の場を提供しております。

地域行事への積極的参加

県内各地で地域活性化をめざして行われる祭りや伝統行事に、積極的に参加しております。

各種問い合わせ先

苦情処理措置

お客さまからのご相談・苦情等については、お取引のある店舗又は下記の窓口にお申し出ください。

〒380-8668 長野市新田町 1103-1
長野県信用組合 総務部

【受付日】月曜日～金曜日(当組合の休業日を除く)
【受付時間】午前9時～午後5時
TEL 026-233-5620

なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますので、店頭でお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス：<http://www.naganokenshin.jp/>

証券業務に関する苦情は、当組合が加入する日本証券業協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (ADR FINMAC)」でも受け付けています。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 【受付時間】午前9時～午後5時(平日)
(ADR FINMAC) TEL 0120-64-5005

紛争解決措置

名称	TEL	受付日	受付時間
長野県弁護士会紛争解決センター	026-232-2104	月～金(祝日・年末年始を除く)	午前9時～午後5時
東京弁護士会紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日・年末年始を除く)	午前9時30分～午前12時、午後1時～午後3時
第一東京弁護士会仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日・年末年始を除く)	午前10時～午前12時、午後1時～午後4時
第二東京弁護士会仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日・年末年始を除く)	午前9時30分～午前12時、午後1時～午後5時

上記各弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の長野県信用組合総務部又は下記窓口までお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたる。

※令和2年6月末現在、長野県における協定弁護士会は現地調停のみの対応としています。

具体的な内容は、仲裁センター等にご照会ください。

一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所

【受付日】月曜日～金曜日(祝日及び信用組合の休業日を除く)
【受付時間】午前9時～午後5時
TEL 03-3567-2456

証券業務に関する紛争は、当組合が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた上記「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (ADR FINMAC)」でも受け付けています。

個人情報に関するご質問・相談

個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、当組合本支店窓口又は以下の窓口にお申し出ください。

〒380-8668 長野市新田町 1103-1
長野県信用組合 総合企画部

【受付時間】午前9時～午後5時(当組合の休業日を除く)
TEL 026-233-2111 FAX 026-233-5611

証券業務に関する認定個人情報保護団体について

当組合は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会の個人情報の取扱いについての苦情・ご相談をお受けしております。

(苦情・相談窓口)
日本証券業協会 個人情報相談室

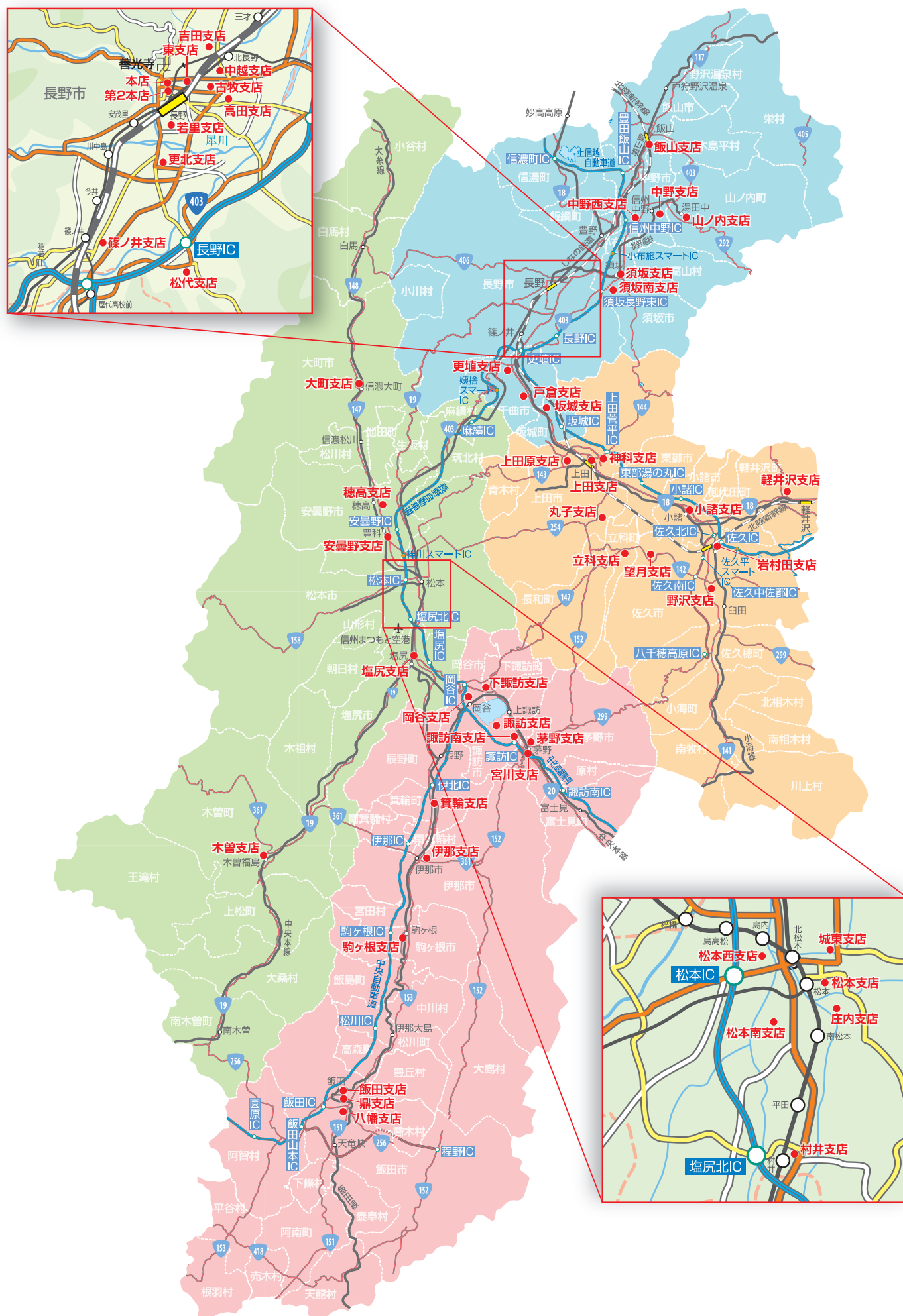
【受付時間】午前9時～午後5時(平日)
TEL 03-6665-6784

リスク管理体制について

金融の国際化の進展や規制緩和により金融機関を取り巻く環境が大きく変化してきており、ビジネスチャンスが拡大する一方、金融機関が直面するリスクも急速に拡大、多様化してきております。

当組合では、経営の健全性と収益力の向上による財務体質の強化を図るべく「リスク管理態勢の充実」を経営の最重要課題のひとつと位置付け、更なるリスク管理体制の強化に努めております。

		内 容	管理方針
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、当組合の資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクをいいます。	与信リスク集中の排除とリスク対比リターンの極大化を狙いとした与信ポートフォリオ管理、厳正な審査に基づく個別与信管理を両輪として、リスクの所在やその規模を適切に把握するとともに、資産の健全性を維持し、不良債権の発生を未然に防ぐことによって収益力を向上させるべく努めております。また、安全性・成長性・公共性・収益性・流動性の原則に従い、貸出資産の健全化・良質化を維持し、取引先の健全な資金需要に対して円滑な資金供給を行えるよう厳正な審査基準に基づく審査体制の強化、整備を図っております。 また、当組合では、信用格付制度を導入し、その格付結果に基づき厳格な自己査定を実施しております。
	市場リスク	市場における金利、為替、株式等の変動によって保有する資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク等をいいます。	当組合は、ALM委員会において金利・為替・価格変動や収益状況を把握検討するとともに、適切なコントロールにより資産負債の総合的な管理を行っております。また、定期的及び必要に応じ、常務会に報告を行い、迅速で的確な対応が取れる統制された体制を構築しております。
	流動性リスク	当組合の財務内容の悪化等により必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。	的確な資金ポジションを確保するため運用・調達資金を日常的に集中管理し、調達手段・調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた万全な体制を整えております。資金繰り状況及び支払準備率は、定期的及び必要に応じ、常務会に報告する体制としております。
オペレーショナル・リスク	事務リスク	正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。	事務処理における正確性の確保を重視し、手続き・権限の厳格性、機械化・システム化による手作業事務処理の削減、現金・現物の管理体制の強化、内部監査などによる牽制機能の確保、事務指導の充実などを通じて、事務リスクを軽減すべく対応を図るとともに、お客さまからの信頼性の向上に努めております。また、内部事務規程や各種マニュアルの整備あるいは適切な事務指導・研修を実施し、事務処理の厳正化と事務上のミスや不正の未然防止のための内部管理体制の充実・強化に努めております。
	システムリスク	コンピュータシステムのダウン・誤作動・不正使用、システムからの情報漏えいなどにより損失を被るリスクをいいます。	コンピュータ化、ネットワーク化の進展により、コンピュータシステムの停止などによる影響が一層大きくなってきていることに鑑み、システムの安定稼働に万全を期して、こうした障害などの発生を未然に防止するとともに、万が一発生した場合の影響を極小化し早期の回復を図るために、災害対策システムの準備、各種インフラの二重化、バックアップ用のコンピュータの確保や障害訓練の実施などシステム障害、犯罪、事故に対して十分に対応し得る体制を構築するとともに危機管理マニュアル及びオンラインシステム関連のコンティンジェンシープランを整備することによりシステムリスクの軽減に努めております。
	法務リスク	法令等の遵守状況が不十分であること、その他法的原因により発生するリスクをいいます。	法務リスクの顕在化を未然に防止するため、より強固なコンプライアンス体制を確保する必要があることから、法令等遵守に関する基本方針を定めた「法令等遵守マニュアル」を制定し、周知徹底を図っております。さらに、コンプライアンスを実現するための具体的施策であるコンプライアンス・プログラムを年度ごとに作成して、着実な実践に取り組んでおります。



店舗一覧表（事務所の名称及び所在地）（自動機器設置状況）

（令和2年7月1日現在）

地 区	店 名	所 在 地	電 話		ATM数
長野市	本部	〒380-8668 長野市新田町1103番地1	(026)233-2111		—
	本店営業部	〒380-8668 長野市新田町1103番地1	(026)233-2112	🏧 夜間 仲介 投	4
	東支店	〒380-0811 長野市東鶴賀90番地	(026)234-2327	🏧 投	2
	古牧支店	〒381-0034 長野市高田436番地1	(026)244-2233	🏧 投	2
	吉田支店	〒381-0043 長野市吉田二丁目11番10号	(026)244-5922	🏧 投	2
	中越支店	〒381-0044 長野市中越一丁目7番11号	(026)241-3737	🏧 投	2
	高田支店	〒381-0033 長野市南高田一丁目16番地9	(026)259-3861	🏧 夜間 G 投	2
	若里支店	〒380-0928 長野市若里一丁目20番17号	(026)224-1234	🏧 G 投	2
	更北支店	〒381-2211 長野市稲里町下水鉋1248番地4	(026)284-1020	🏧 夜間 G 投	2
	篠ノ井支店	〒388-8004 長野市篠ノ井会213番地2	(026)293-1560	投	2
	松代支店	〒381-1231 長野市松代町松代547番地1	(026)278-2127	🏧 投	2
飯山市	飯山支店	〒389-2253 飯山市大字飯山221番地3	(0269)62-3171	🏧 投	2
下高井郡	山ノ内支店	〒381-0401 下高井郡山ノ内町大字平穩字町南2985番1	(0269)33-3505	🏧 投	2
中野市	中野支店	〒383-0021 中野市西一丁目3番33号	(0269)22-2135	🏧 投	2
	中野西支店	〒383-0045 中野市大字江部1206番地	(0269)26-2511	🏧 投	2
須坂市	須坂支店	〒382-0076 須坂市大字須坂1234番地1	(026)245-0620	🏧 仲介 投	3
	須坂南支店	〒382-0098 須坂市墨坂南二丁目5番7号	(026)248-3911	夜間 投	2
千曲市	更埴支店	〒387-0012 千曲市大字桜堂360番地1	(026)272-6611	🏧 夜間 G 投	2
	戸倉支店	〒389-0804 千曲市大字戸倉字上中町1793番地2	(026)276-3366	🏧 夜間 投	2
埴科郡	坂城支店	〒389-0601 埴科郡坂城町大字坂城6410番地の1	(0268)82-2063	投	2
上田市	上田支店	〒386-0018 上田市常田二丁目36番1号	(0268)22-7255	🏧 夜間 仲介 投	2
	神科支店	〒386-0002 上田市住吉53番8	(0268)25-1411	🏧 投	2
	上田原支店	〒386-1102 上田市上田原506番地27	(0268)23-7755	🏧 夜間 G 投	2
	丸子支店	〒386-0404 上田市上丸子961番地1	(0268)42-3141	🏧 投	2
小諸市	小諸支店	〒384-0014 小諸市荒町一丁目4番7号	(0267)22-1720	🏧 夜間 投	2
佐久市	岩村田支店	〒385-0021 佐久市長土呂255番地1	(0267)68-7811	🏧 夜間 G 投	2
	野沢支店	〒385-0053 佐久市野沢91番地の7	(0267)62-0501	🏧 仲介 投	2
	望月支店	〒384-2202 佐久市望月字金井原131番地の1	(0267)53-3050	投	1
北佐久郡	立科支店	〒384-2305 北佐久郡立科町大字芦田1166番地2	(0267)56-0171	🏧 投	2
	軽井沢支店	〒389-0111 北佐久郡軽井沢町大字長倉2419番地10	(0267)46-1200	投	2
大田市	大町支店	〒398-0002 大田市大町3102番地1	(0261)22-0965	🏧 投	2
安曇野市	穂高支店	〒399-8303 安曇野市穂高2557番地1	(0263)82-8611	🏧 夜間 G 投	2
	安曇野支店	〒399-8205 安曇野市豊科4502番地3	(0263)72-2870	🏧 投	2
松本市	松本支店	〒390-0815 松本市深志二丁目5番2号	(0263)33-0255	🏧 夜間 仲介 投	2
	城東支店	〒390-0807 松本市城東一丁目5番14号	(0263)32-9519	🏧 夜間 投	2
	庄内支店	〒390-0821 松本市筑摩一丁目14番17号	(0263)28-1211	🏧 夜間 G 投	2
	松本南支店	〒390-0847 松本市笹部二丁目1番57号	(0263)27-0200	🏧 夜間 投	2
	松本西支店	〒390-0852 松本市大字島立788番12	(0263)47-7170	🏧 投	2
	村井支店	〒399-0036 松本市村井町南三丁目1番1号	(0263)86-5070	🏧 夜間 投	2
塩尻市	塩尻支店	〒399-0703 塩尻市大字広丘高出1551番地7	(0263)52-6550	投	2
木曽郡	木曽支店	〒397-0001 木曽郡木曽町福島5307番地4	(0264)22-3631	投	1
岡谷市	岡谷支店	〒394-0028 岡谷市本町四丁目2番4号	(0266)22-4855	仲介 投	2
諏訪郡	下諏訪支店	〒393-0076 諏訪郡下諏訪町矢木西135番4	(0266)28-7611	🏧 投	2
諏訪市	諏訪支店	〒392-0022 諏訪市高島一丁目4番41号	(0266)52-5588	🏧 投	2
	諏訪南支店	〒392-0012 諏訪市大字四賀2198番地6	(0266)52-8581	🏧 夜間 投	2
茅野市	茅野支店	〒391-0002 茅野市塚原二丁目8番21号	(0266)72-4128	🏧 投	2
	宮川支店	〒391-0013 茅野市宮川茅野4299番5	(0266)73-7391	🏧 夜間 投	2
伊那市	伊那支店	〒396-0023 伊那市山寺250番地3	(0265)78-6611	🏧 投	2
駒ヶ根市	駒ヶ根支店	〒399-4114 駒ヶ根市上穂南1番5号	(0265)82-3137	投	2
飯田市	飯田支店	〒395-0044 飯田市本町四丁目1285番地1	(0265)22-3925	🏧 仲介 投	2
	鼎支店	〒395-0801 飯田市鼎中平2283番地1	(0265)24-8811	🏧 投	1
	八幡支店	〒395-0812 飯田市松尾代田1706番地1	(0265)22-8511	🏧 夜間 投	1
上伊那郡	箕輪支店	〒399-4601 上伊那郡箕輪町大字中箕輪8380番地2	(0265)70-5111	🏧 投	2

(注) 1. 🏧 🏧印は貸金庫を設置している店舗です。なお、
 🏧印の店舗は、手のひら静脈認証全自動貸金庫を
 設置しております。
 2. 夜間印は夜間金庫を設置している店舗です。

3. G印はギャラリーを併設している店舗です。
 4. 仲介印は金融商品仲介業務取扱店です。
 5. 投印は投資信託の窓口販売取扱店です。

海外拠点

（令和2年7月1日現在）

事務所名	所 在 地	電 話
シンガポール駐在員事務所	16 Raffles Quay, #40-2B, Hong Leong Building, Singapore 048581	+65-6221-5648

当組合設置

地 区	設 置 場 所	手形 認証	振込	企業内	お取扱時間		
					平 日	土曜日	日曜日・祝日
長野市	第2本店	●	●		8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	長野県庁	●	●		8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	長野市役所(注)5	●	●		8:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	ながの東急百貨店(注)6	●	●		9:45~19:00	9:45~19:00	9:45~19:00
	コープながの長野稲里店	●	●		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	ウエストプラザ長野	●	●		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	ケーズタウン若里	●	●		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
飯山市	青木島ショッピングパーク	●	●		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	飯山赤十字病院	●	●		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
中野市	中野市役所	●	●		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	イオン中野店	●	●		8:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	綿半スーパーセンター中野店	●	●		8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00
千曲市	タカギセイコー	●	●	●	9:00~17:30	9:00~17:00	
	千曲市役所	●	●		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
上田市	秋和ショッピングセンター	●	●		8:45~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	イオン上田ショッピングセンター	●	●		8:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	アリオ上田店	●	●		9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
佐久市	佐久市役所望月支所	●	●		9:00~18:00		
北佐久郡立科町	池の平ホテル	●	●		9:00~17:30	9:00~17:00	
	立科町役場	●	●		9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
安曇野市	安曇野赤十字病院	●	●		8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	ベシニアあつみの堀金店	●	●		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	松本市役所	●	●		8:45~18:00		
松本市	松本合同庁舎(注)6	●	●		8:45~18:00		
	イオンモール松本	●	●		10:00~21:00	10:00~21:00	10:00~21:00
	ネオパーク松本店	●	●		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	信州大学医学部附属病院	●	●		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
東筑摩郡山形村	i CITY21	●	●		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
塩尻市	塩尻昭電前	●	●		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
岡谷市	岡谷市民病院	●	●		8:45~20:00	8:45~19:00	9:00~19:00
	レイクウォーク岡谷	●	●		9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
諏訪市	アーク諏訪	●	●		8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00

- (注) 1. けんしんBANKのカードをご利用の場合、「ATMお引出し手数料」は、夜間・土・日・祝日「いつでも無料」です。
 2. 当組合設置のATMはすべて「手のひら静脈認証対応」ATMです。
 3. 当組合設置のATMでご利用いただけるお取引は、「ご入金・お引出し・残高照会・通帳記入・お振込・お振替・暗証番号の変更・ご利用限度額の引き下げ」です。また、平日15:00以降及び土・日・祝日のお振込は、振込先金融機関が即時振込に対応していない場合、翌営業日のお取扱いになります。(所定の手数料がかかります)
 4. 他金融機関カード・クレジットカードがご利用いただけます。ただし、所定の手数料がかかります。
 5. 長野市役所の平日火曜日のお取扱時間は、8:00~18:00となります。
 6. ながの東急百貨店及び松本合同庁舎には、当組合設置のATMのほか、他金融機関との共同設置のATMがございます。

他金融機関との共同設置(お引出し・残高照会)

地 区	設 置 場 所	お取扱時間		
		平 日	土曜日	日曜日・祝日
長野市	ながの東急ライフ	9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~19:00
	長野市民病院	9:00~18:00		
	長野駅	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	長野赤十字病院	8:45~18:00		
佐久市	ツルヤ長野中央店	9:30~20:00	9:30~20:00	9:30~20:00
	ツルヤ佐久中央店	9:30~20:00	9:30~20:00	9:30~20:00
大町市	フレスポ大町	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
北安曇郡池田町	ツルヤ池田店	9:30~20:00	9:30~20:00	9:30~20:00
	イオン豊科店	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
安曇野市	安曇野市役所	8:00~18:00		
	アートタウンショッピングセンター(WATAHAN)	9:30~20:00	9:30~19:00	9:30~19:00
塩尻市	塩尻市役所	8:45~18:00		
諏訪市	諏訪赤十字病院	8:45~18:00	9:00~17:00	
	茅野市役所	9:00~18:00		
茅野市	メリーパーク	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
駒ヶ根市	ベルシャイン駒ヶ根店	10:00~20:00	10:00~19:00	10:00~19:00
飯田市	アピタ飯田店	9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	イオン飯田店	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00

- (注) 1. けんしんBANKのカードをご利用の場合、平日8:45~18:00はATMお引出し手数料が無料となります。ただし、平日18:00以降及び土・日・祝日は110円がかかります。なお、土曜日9:00~14:00はATMにより無料となる場合があります。
 2. お取扱日・お取扱時間はそれぞれ異なります。
 3. けんしんBANKのカードをご利用の場合は、「お引出し・残高照会」がご利用いただけます。

ATMの営業のご案内

○自動機器設置台数

	店舗内	店舗外	合計
ATM(現金自動預払機)	103台	33台	136台
CD(現金自動支払機)	—	20台	20台

○けんしんBANK ATM(店舗内)

ご利用時間	平日 8:00～21:00 土・日・祝日 9:00～19:00
お取引	●ご入金 ●お引出し ●残高照会 ●通帳記入／繰越 ●振込／振替 ●暗証番号の変更 ●1日あたりのご利用限度額の引き下げ ●キャッシング(借入・返済・残高照会)
ご利用手数料	けんしんBANKのカードをご利用の場合は、「いつでも無料」

※振込、他金融機関カード・クレジットカードをご利用の場合は、所定の手数料がかかります。

○セブン銀行ATM

ご利用時間	24時間
お取引	●ご入金 ●お引出し ●残高照会
ご利用手数料	日中時間帯(平日8:45～18:00、土曜日9:00～14:00)は 無料 となります。 上記以外の時間帯(日・祝日含む)は、ご入金・お引出しに110円(消費税等含む)がかかります。 (令和2年9月30日までは、即時お客さまの口座にキャッシュバックいたします。)

※毎週日曜日22:00～月曜日8:00、第1・3金曜日23:50～土曜日0:10(ただし、金曜日が祝日の場合は木曜日23:50～金曜日0:10)及び第1・3金曜日に続く月曜日が祝日または振替休日の場合は月曜日23:50～火曜日0:10の間はご利用いただけません。

※ATMが設置されていない地域・店舗もございます。
 ※セブン銀行ATMは店舗により営業時間が異なります。

貸金庫



365日営業 全自動貸金庫

～災害・盗難に安心～

■ご利用料金(消費税込)

	大きさ(深さ×幅×奥行)	ご利用料金(年間)
大	10×26×35cm	22,000円
小	6×26×35cm	11,000円

※大きさは店舗により若干異なります。

■ご利用時間
 平日8:00～21:00 土・日・祝日9:00～19:00 ◎土・日・祝日もご利用いただけます。

**365日
営業店舗**

- 本店営業部
- 須坂支店
- 箕輪支店
- の店舗は、手のひら静脈認証のお取り扱い、車椅子でのご利用ができます。 ※本店営業部のご利用料金は別体系となります。

- 東支店
- 上田支店
- 伊那支店

- 古牧支店
- 野沢支店
- 飯田支店

- 吉田支店
- 大町支店

- 飯山支店
- 安曇野支店

- 山ノ内支店
- 諏訪支店
- 茅野支店

- 中野支店

通常貸金庫 営業店舗	【営業時間】平日9:00～17:00の営業店舗 ■ 高田支店 ■ 戸倉支店 ■ 立科支店 ■ 松本支店 ■ 城東支店 ■ 松本南支店
	【営業時間】平日9:00～15:00の営業店舗 ■松代支店 ■丸子支店 ■村井支店 ■若里支店 ■小諸支店 ■下諏訪支店 ■中越支店 ■上田原支店 ■諏訪南支店 ■中野西支店 ■岩村田支店 ■宮川支店 ■更北支店 ■庄内支店 ■鼎支店 ■更埴支店 ■穂高支店 ■八幡支店 ■神科支店 ■松本西支店

48

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、●表示の項目は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則（協金法施行規則）（第69条）」で、○表示の項目は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（第7条）」で規定されております法定開示項目です。

理事長からのメッセージ	4
-------------	---

【概況・組織】

1. 事業方針	1
● 2. 事業の組織	19
● 3. 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）	19
● 4. 会計監査人の氏名又は名称	19
● 5. 店舗一覧（事務所の名称及び所在地）	46
6. 地区一覧	46
7. 自動機器設置状況	46～48
8. 組合員数	27

【主要事業内容】

● 9. 主要な事業の内容	21
● 10. 信用組合の代理業者（該当ありません）	

【業務に関する事項】

● 11. 事業概況	7
● 12. 経常収益	27
● 13. 業務純益、実質業務純益、コア業務純益、 コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	27
● 14. 経常利益	27
● 15. 当期純利益	27
● 16. 出資総額、出資総口数	27
● 17. 純資産額	27
● 18. 総資産額	27
● 19. 預金積金残高	27
● 20. 貸出金残高	27
● 21. 有価証券残高	27
● 22. 単体自己資本比率	27
● 23. 出資配当金	27
● 24. 職員数	27

【主要業務に関する指標】

● 25. 業務粗利益及び業務粗利益率	27
● 26. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	27
● 27. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	27
● 28. 受取利息及び支払利息の増減	27
● 29. 総資産経常利益率	27
● 30. 総資産当期純利益率	27
31. 経費の内訳	27

【預金に関する指標】

● 32. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、 その他の預金の平均残高	28
● 33. 固定金利定期預金、変動金利定期預金、 その他の区分ごとの定期預金残高	28
34. 預金者別預金残高	28

【貸出金等に関する指標】

● 35. 手形貸付、証書貸付、当座貸越、割引手形の平均残高	29
● 36. 固定金利、変動金利の区分ごとの貸出金残高	28
● 37. 担保種類別の貸出金残高、債務保証見返額	29
● 38. 使途別貸出金残高	28
● 39. 業種別貸出金残高及び貸出金総額に占める割合	29
● 40. 預貸率の期末値、期中平均値	27
41. 消費者ローン・住宅ローン残高	29

【有価証券に関する指標】

● 42. 商品有価証券の種類別平均残高	29
● 43. 有価証券の種類別・残存期間別残高	29
● 44. 有価証券の種類別平均残高	29
● 45. 預証率の期末値、期中平均値	27

【経営管理体制に関する事項】

● 46. リスク管理の体制	43～44
● 47. 法令遵守の体制	17～18
● 48. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	42

【財産の状況】

● 49. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	23～26
50. リスク管理債権の状況	
● （貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額）	30
● （1）破綻先債権	
● （2）延滞債権	
● （3）3か月以上延滞債権	
● （4）貸出条件緩和債権	
○ 51. 金融再生法に基づく資産査定公表	30
● 52. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	31～36
● ・自己資本の構成に関する開示事項	31～32
● ・自己資本の充実度に関する事項	32
● ・信用リスクに関する事項	33～34
（証券化エクスポージャーを除く）	
● ・信用リスク削減手法に関する事項	35
● ・証券化エクスポージャーに関する事項	34～35
● ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	35
● ・出資等エクスポージャーに関する事項	35～36
● ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	36
● ・金利リスクに関する事項	36
● 53. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益	28
● ・有価証券	28
● ・金銭の信託	28
● ・協金法施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引	28
● 54. 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	33
● 55. 貸出金償却の額	34
● 56. 会計監査人による監査	24

【監督指針の要請に基づく開示】

● 57. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	12～16、37
58. 地域貢献への取組み	40～42
59. 地域密着型金融の取組み状況	40～41
60. 総代会	20
61. 代表理事による確認	24
● 62. 報酬体系について	21

【その他】

63. トピックス	5～6
64. SDGsの取組み	8～18
65. 環境保全活動	9
66. 金融仲介機能のベンチマーク	38
67. お客さま本位の業務運営についての基本方針	39
68. 「お客さま本位の業務運営」に関する成果指標（KPI）	39
● 69. 継続企業の前提の重要な疑義	24

【連結情報】

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則（第70条）」で規定されております連結情報は、該当ありません。

け
ん
し
ん

BANK

令和2年7月
編集・発行 総務部
お問い合わせ先 総合企画部
〒380-8668 長野市新田町1103番地1
電話 026-233-2111(代)
【ホームページ】 <https://www.naganokenshin.jp>
【E-mail】 nkenshin@naganokenshin.jp

